

達 示 第 2 0 号  
令和5年12月28日

宮城刑務所長 岩 永 和 丸

「所内生活の心得（未決用）」を一部改正することについて  
平成30年12月20日付け達示第67号「「所内生活の心得（未決用）」を  
定めることについて」（令和2年8月24日一部改正）を下記のとおり改正し、  
令和6年1月12日から施行する。

記

第15その他1「刑事視察委員会」について、別添のとおり改める。

第15 其他

1 刑事施設視察委員会

刑事施設視察委員会とは、刑事施設ごとに置かれる行政機関であり、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べる機関です。

当所には、宮城刑務所視察委員会が置かれており、法務大臣が任命した弁護士等の法律関係者、医師、学者等の第三者から構成される10名以内の委員で組織しています。

(1) 委員による面接

面接は、委員が求めて実施する場合と、委員との面接を希望している者の中から選ばれて実施する場合があります。

委員との面接を希望する場合は、その旨を記載した願箋を提出してください。

なお、願箋を提出したからといって、必ず面接が実施されるわけではなく、また、委員から面接を求められたからといって、必ず面接に赴かなければならないものでもありません。

(2) 書面の提出

宮城刑務所視察委員会に対して、書面で、当所の運営に関する意見や提案を述べることができます。

書面は、居室内備付けの所定の用紙又は自弁の便箋にその内容を記載して作成することができます。所定の用紙が減った場合は、平日の願事受付時に

職員に用紙の交付を申し出て下さい。

また、書面投函時等に、提案箱付近に備え付けてある用紙を持ち出すことができます。

なお、居室内で所持できる用紙は3枚までですので、これを超えないようにして下さい。

用紙は、居室に備え付けられたファイルで保管し、書き損じた用紙は、職員が見ても内容が分からないよう、自分で破るなどして居室内のゴミ箱に捨てて下さい。

文書の書き方が分からない人や文字が書けない人などは、職員に書面の作成支援を依頼することができます。依頼する場合は、平日の願事受付時に一般願箋で申し出て下さい。支援する職員は、書面の内容について口外したり、記録に残したりすることはありません。

なお、書面の提出は、当所の所定の場所に設置している提案箱に自ら投函する方法か、宮城刑務所視察委員会宛てに発信する方法があります。

おって、いずれの方法であっても検査はしません。

発信する場合の宛先は、次のとおりです。

〒984-8523 宮城県仙台市若林区古城2丁目3番1号

みやぎけいむしよしきついいんかい 宛て

機密性2 完全性1 可用性1

達示第67号

平成30年12月20日

一部改正 令和2年8月24日

一部改正 令和5年12月28日

宮城刑務所長 安部 玲

「所内生活の心得（未決用）」を定めることについて

標記について、別添のように定め、平成31年1月16日から実施する。

なお、平成26年11月18日付け達示第19号「未決拘禁者等の生活心得について」及び平成28年2月1日付け達示第4号「未決拘禁者等生活心得」の一部改正については、廃止する。

しよないせいかつ      こころえ  
所内生活の心得

みけつよう  
(未決用)

せんだいこうちししよ  
仙台拘置支所

ふるかわこうちししよ  
古川拘置支所

いしのまきこうちししよ  
石巻拘置支所

## ちゅういじこう 注意事項

- 1 所内生活の心得は、居室の備品なので、所定の場所で保管し、丁寧に取り扱い  
てください。
- 2 転室した場合は、最初に所内生活の心得の内容を確認し、汚損、破損等がある  
ときは、すぐに職員に申し出てください。
- 3 所内生活の心得を汚損させたり、破損させたり、勝手に居室外に持ち出した  
りしてはいけません。
- 4 所内生活の心得の内容に変更又は補足の必要がある場合は、適宜、改訂しま  
すが、改訂に時間を要するときは、別途書面の掲示、回覧等により変更又は補足  
の内容を周知するので、改訂するまでの間、それに従ってください。  
なお、改訂の方法としては、本文の削除若しくは抹消又は差替えをすること  
があるほか、本文の最後に改訂内容をまとめて記載することがあります。
- 5 この所内生活の心得は、平成31年1月16日から適用します。

もくじ  
目次

だい  
第1 はじめに

- 1 しょうないせいかつ こころえ 所内生活の心得 . . . . . 1
- 2 しょうないせいかつ こころがま 所内生活における心構え . . . . . 1

だい  
第2 動作時限

- 1 どうさじげんひょう 動作時限表 . . . . . 2
- 2 いちにち しょうどうさ 一日の諸動作 . . . . . 2
- 3 へいきよぼつ しょうどうさ 閉居罰の諸動作 . . . . . 6
- 4 きゅうよう しょうどうさ 休養の諸動作 . . . . . 6

だい  
第3 一般的な心得

- 1 けんりぎむとう 権利義務等 . . . . . 7
- 2 にんげんかんけい 人間関係 . . . . . 7
- 3 たいしよ トラブルへの対処 . . . . . 8
- 4 きょしつ せいかつ 居室での生活 . . . . . 8
- 5 もうしで ほうほう 申出の方法 . . . . . 10

だい  
第4 物品の貸与等及び自弁

- 1 ぶつびん たいよおよ じきゆう 物品の貸与及び支給 . . . . . 14
- 2 ぶつびん じべん 物品の自弁 . . . . . 14
- 3 ほせいきぐとう じべんとう 補正器具等の自弁等 . . . . . 15
- 4 しやうとう ノートの使用等 . . . . . 15

だい  
第5 金品の取扱い

- 1 げんきん とりあつか 現金の取扱い . . . . . 18
- 2 ぶつびん とりあつか 物品の取扱い . . . . . 18
- 3 ほかんしぶつとう とりあつか 保管私物等の取扱い . . . . . 19
- 4 ぶつびん こうにゆう 物品の購入 . . . . . 21
- 5 きんぴん さしい 金品の差入れ . . . . . 21

だい  
第6 保健衛生及び医療

- 1 うんどう 運動 . . . . . 23
- 2 せいけつぎむ 清潔義務 . . . . . 23

3	にゆうよく 入浴	24
4	ちょうはつ 調髪	24
5	ひげそり	25
6	けんこうしんだん 健康診断	25
7	しんりょうとう 診療等	25
8	やくざい じ こ かんり 薬剤の自己管理	26
9	びやく 備薬	26
10	しめい い しんりょう 指名医による診療	27
だい 第7	しゅうきょうじょう こういとう 宗教上の行為等	
1	ひとり おこな しゅうきょうじょう こうい 一人で行う宗教上の行為	28
2	きょうかい 教誨	28
だい 第8	しょせきとう えつらん 書籍等の閲覧	
1	しょせきとう とりあつか 書籍等の取扱い	29
2	そなえつけしょせきとう 備付書籍等	29
3	じべん しょせきとう 自弁の書籍等	29
4	しょせきとう こうにゅう 書籍等の購入	30
5	しょせきとう さしい 書籍等の差入れ	30
6	しょせきとう ふろく とりあつか 書籍等の付録の取扱い	31
だい 第9	きりつおよ ちつじよ い じ 規律及び秩序の維持	
1	じゅんしゅじこうとう 遵守事項等	32
2	しんたい けんさとう 身体の検査等	32
だい 第10	けいじそしょう 刑事訴訟	
1	べんごにん 弁護人	33
2	さいばん 裁判	33
3	こうりゅう 勾留	34
4	せつけんとう きんし 接見等の禁止	34
5	じょうそ 上訴	35
6	そしょうしょるい 訴訟書類	36
7	ほしゃくおよ そしょうひよう 保釈及び訴訟費用	37
8	しゅつていとう 出廷等	37
9	しゅつしょ 出所	38

だい 第11	よ か かつどう えんじょとう 余暇活動の援助等	
1	じ こ けいやくさぎょう 自己契約作業	39
2	ほうそうとう ラジオ放送等	39
だい 第12	がいぶこうつう 外部交通	
1	めんかい 面会	40
2	しんしょ はつじゅ 信書の発受	41
3	がいこくご めんかいとう 外国語による面会等	45
だい 第13	しょうばつ 賞罰	
1	ほうしょう 褒賞	46
2	ちようばつ 懲罰	46
だい 第14	ふふくもうした 不服申立て	
1	しんさ しんせいおよ さいしんさ しんせい 審査の申請及び再審査の申請	49
2	じじつ しんこく 事実の申告	50
3	くじょう もうしで 苦情の申出	51
4	ふふくもうした りゆういじこう 不服申立てにおける留意事項	52
5	た その他	53
だい 第15	た その他	
1	けいじしせつしきついいんかい 刑事施設視察委員会	54
2	こくみんねんきんせいど 国民年金制度	55
3	こくみんけんこうほけんとう ほけんりょう げんめん 国民健康保険等の保険料の減免	59
4	うんでんめんきよしつこうてつづき 運転免許失効手続	59

## だい 第1 はじめに

### 1 所内生活の心得

所内生活の心得とは、仙台拘置支所、古川拘置支所又は石巻拘置支所（以下「当所」という。）で受刑者以外の被収容者として生活を送るに当たって、知っておかなければならない規則等のほか、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法律」という。）の規定により書面で告知しなければならない事項について、できる限り体系的にまとめたものです。

一般社会の生活では、守らなければならない法律や一般常識があるように、当所の生活でも守らなければならない規則等があるので、自分勝手な行動をせず、所内生活の心得をよく読み、分からないことがある場合は、職員に聞いてください。

### 2 所内生活における心構え

あなたは、捜査の対象である被疑者又は公訴を提起された被告人として、刑事訴訟法の規定により、当所に収容されています。

事件や家族のことで心配し、辛く苦しいときもあるかもしれませんが、規則正しく生活し、冷静な気持ちで裁判を受けられるようにしてください。

## だい 第2 とうさじげん 動作時限

### 1 とうさじげんひょう 動作時限表

けいじしせつ たいさう ひしゅうようしゃ しゅうだんせいかつ ば 刑事施設は、多数の被収容者の集団生活の場であり、それぞれの被収容者が自分勝手なことをすると、他の被収容者の迷惑となることから、秩序ある共同生活を送ることができるように、一定の時間割を定めています（別紙1-1及び別紙1-2を参照してください。）。

なほ、とうさじげんひょう へいじつ きゅうじつ きょうせいしどうび こと ほかに、動作時限表は、平日や休日、矯正指導日でも異なるほか、他の様々な事情で変更することがあるので、その場合は、職員ばあいの指示しよくいんに従しってください。

### 2 いちにち しょうどうさ 一日の諸動作

#### (1) きしやう 起床

きしやうじかん きしやう おんがくまた しよくいん ごうれい し 起床時間は、起床の音楽又は職員しの号令で知らせます。

ア きしやうまえ め ききめても、ふとん たた せんめんとう おこな 起床前に目が覚めても、布団を畳んだり、洗面等を行ったりすると、他の被収容者の迷惑となるので、布団ふとんの中で静なかかに起床きしやうを待まってください。

イ きしやう おんがくまた しよくいん ごうれい か 起床の音楽又は職員かの号令が掛ただかったら、直きしやうちに起床し、寝具しんぐや衣類いるいを所定しよていの位置いちに整頓せいとんしてください。

ウ せんめん おこな ばあい せんめんき しょう みしやう みず はいすいかん なが 洗面を行う場合は、洗面器を使用し、未使用の水を排水管に流すような無駄むだな使い方つかをしてはいけません。

なほ、せんめん お ひつやう おう せんめんだい ゆかとう そうじ 洗面が終わったときは、必要に応じて洗面台、床等の掃除をしてください。

エ きやうどうしつ せんめん ようべんとう た ひしゅうようしゃ めいわく 共同室での洗面、用便等は、他の被収容者の迷惑とならないように譲ゆず

あ かい、こうりつてき おこな  
合い、効率的に行ってください。

(2) 朝点検

げんそく あさゆう かい ひしゅうようしゃ にんずう しんしん じょうたい かくにん  
原則として、朝夕の2回、被収容者の人数や心身の状態を確認するため  
てんけん じっし  
に、点検を実施します。

ア 「点検用意」の号令が掛かったら、直ちに服装を整え、所定の位置に  
ろうかがわ む すわ しず てんけん ま  
廊下側を向いて座り、静かに点検を待ってください。

イ 「点検」の号令が掛かったら、姿勢を正し、静かに職員が点検に来るの  
ま  
を待ってください。

ウ 「番号」の号令が掛かったら、共同室の場合は、席の順に自分の席の  
ばんごう たんどくしつ ばんごう じぶん しょうばんごう と  
番号を、単独室の場合は、自分の称呼番号をはっきり唱えてください。

エ 番号を唱えるときは、番号の末尾を伸ばさず、顔を上げて正面を向いた  
ま ま、せつど も ばんごう と  
まま、節度を持って番号をはっきり唱えてください。

オ 「点検終了」の号令が掛かるまでは、自分の点検が終了しても、姿勢  
しず てんけんしゅうりょう かい じぶん てんけん しゅうりょう しせい  
を正したまま、静かに点検終了の号令を待ってください。

(3) 食事

しよくじ げんそく きょしつない さんしよく きつしよく  
食事は、原則として居室内で三食とも喫食します。

ア 食事は、所定の位置に座り、食事の時間内に食べてください。

イ 食事中の会話は、食べ物が飛び散ると不衛生であり、他の被収容者の  
めいわく じゅうぶんちゅうい  
迷惑となるので、十分注意してください。

ウ 食べ残した食事は、残飯として所定の方法で提出し、食事を隠匿したり、  
べんじょ なが まど そと す  
便所に流したり、窓の外に捨てたりしてはいけません。

エ 他の被収容者から食事をもらったり、他の被収容者に食事を譲り渡し

たりしてはいけません。

オ 行政機関の休日（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日）及び当所が指定している業者（以下「指定業者」という。）の定休日以外は、指定業者から弁当等の食事を購入することができます。ただし、その場合は、食事を給与しません。

なお、購入受付日は別に告知します。

カ 指定業者以外からの飲食物の購入及び差入れはできません。

また、郵送による飲食物の差入れも認められません。

#### (4) 夕点検

朝点検と同じ要領で点検を実施します。

なお、夕点検は、共同室の場合は席の順に自分の称呼番号を、単独室の場合も自分の称呼番号をはっきり唱えてください。

#### (5) 仮就寝

午後6時30分以降、仮就寝といって、布団を敷いて横臥することができます。

なお、仮就寝の時間は、時季により変更することがあります。

ア 布団は、所定の位置に自分で敷き、他の被収容者に自分の布団を敷かせてはいけません。

イ 布団を敷いて横臥しない場合でも、横臥している他の被収容者の邪魔にならないようにしてください。

ウ 布団を敷いた後に、囲碁や将棋をしたり、手紙を書いたりするときは、

布団を二つ折りにして、小机を使用してください。

エ 就寝時間の30分前にチャイムが鳴るので、就寝の準備をしてください。

(6) 就寝

午後9時になったら、本就寝のチャイムが鳴り、室内の照明を減灯します。

ア 就寝後に眠くなくても、他の被収容者の迷惑とならないように、布団の中で静かに横臥してください。

イ 就寝後は、緊急の用件を除き、職員に対する申出をしてはいけません。

ウ 就寝するときは、頭から布団を被ったり、居室扉のすぐ前まで布団を寄せたりして、職員の視察の妨げとなるようなことをしてはいけません。

エ 毛布を勝手に敷布の代わりにしたり、毛布、敷布等を腹に巻いて寝たりしてはいけません。

オ 裸で寝たり、座布団を枕として使用してはいけません。

カ 共同室では、一つの布団に二人以上で寝てはいけません。

キ 就寝後の用便は、他の被収容者の迷惑となるので、できる限り控え、仮就寝時間中に用便をするように心掛けてください。

なお、就寝前までに便水用としてバケツに水を汲み置き、用便をした際は、この水を使用して流してください。

(7) その他

朝食終了後から就寝までの時間は、他の動作に支障のない限り、勉強、読書、訴訟書類及び信書の作成、ノートへの記入などが認められるので、時間

無駄にすることなく有意義に過ごしてください。

なお、この場合は、おおむね定められた位置に座って行ってください。

### 3 閉居罰の諸動作

閉居罰は、平日、休日、矯正指導日を問わず、居室において謹慎することになります。

謹慎中は、物事をじっくりと考えることができる機会でもあるので、漫然と過ごすのではなく、反則行為に至った原因や、どうすれば反則行為をせずに所内生活を送ることができるのかを考えてください。

なお、閉居罰の諸動作は、別途「閉居受罰者の心得」を貸与するので、詳細はそれを参照してください。

### 4 休養の諸動作

休養は、平日、休日、矯正指導日を問わず、原則として、朝夕の点検や食事等の時間を除き、布団の中で安静することになります。

安静時間中は、静養に専念し、原則として、本を読んだり、手紙を書いたりしてはいけません。

休養の必要性が認められなくなった場合は、本人の意思にかかわらず、休養を中止するので、決定には素直に従ってください。

だい  
第3 いっぱんてき こころえ  
一般的な心得

1 けんりぎむとう  
権利義務等

けいじせつ しゅうよう ともな さまざま けんり せいげん ぎむ か  
刑事施設への収容に伴って、様々な権利を制限したり、義務を科したりす  
ることがあります。

(1) けいじせつ けんり せいげん ぎむ きよひ じぶん けんり つよ  
刑事施設では、権利の制限や義務を拒否したり、自分の権利のみを強く  
しゅちよう  
主張したりするような、わがままや不当な要求には応じません。

(2) じぶん お たちば にんしき しょくいん たい げんどう じゅうぶんちゅうい  
自分の置かれている立場をよく認識し、職員に対する言動には十分注意  
してください。

2 にんげんかんけい  
人間関係

(1) た ひしゅうようしゃ かんけい  
他の被収容者との関係

ア じぶん きまざま めん こと ひしゅうようしゃ いっしょ しゅうだんせいかつ  
自分とは様々な面で異なる被収容者と一緒に集団生活をしなければな  
らないことをよく認識し、互いに気を遣ってください。

イ た ひしゅうようしゃ ばか わるくち い た ひしゅうようしゃ こじん  
他の被収容者を馬鹿にしたり、悪口を言ったり、他の被収容者の個人  
じょうほう なまえ れんらくさき じけんないようとう き  
情報（名前、連絡先、事件内容等）を聞いたりしてはいけません。

ウ とくてい ひしゅうようしゃ ふか こうゆうかんけい さ た ひしゅうようしゃ  
特定の被収容者との深い交遊関係を避けるなど、他の被収容者との  
にんげんかんけい きより お かた じゅうぶんちゅうい  
人間関係の距離の置き方に十分注意してください。

(2) しょくいん かんけい  
職員との関係

ア しょくいん たちば りかい しょくいん しつせき う かんじょうてき  
職員の立場をよく理解し、職員から叱責を受けたときは、感情的にな  
らず、すなお ひ みと はんせい  
素直に非を認めて反省してください。

イ しょくいん ちゅういしどう しじ う すなお したが  
職員から注意指導や指示を受けたときは、素直に従ってください。

ウ 職員しよくいんの注意指導ちゆういしどうや指示しじに疑問ぎもんがあっても、職員しよくいんは多数たすうの被収容者ひしゅうようしゃを担当たんとうしているので、その場ばでは素直すなおに従したがってください。

### 3 トラブルへの対処たいしよ

所内生活しよないせいかつちゆう中の犯罪行為はんざいこうい（職員しよくいんや他の被収容者た ひしゅうようしゃに対する暴行ぼうこう、傷害等しょうがいとう）は、絶対に許ぜったいされないものであり、懲罰ちゆうばつの対象たいしやうとなるほか、被害ひがいの程度ていどや情状じやうじやうによっては、刑事事件けいじじけんとして捜査そうさし、事件じけんを検察庁けんさつちやうに送致そうちします。

- (1) トラブルおが起こると、相手あいてに責任せきにんを転嫁てんかしがちですが、自分じぶんにも非ひや反省はんせいすべき点てんがなかったかを冷静れいせいに考かんがえてください。
- (2) 暴行ぼうこうを受けても、反撃等はんげきとうはせず、相手あいての攻撃こうげきから逃のがれたり、自分じぶんの身体しんたいを守まもったりしてください。
- (3) 反則行為はんそくこういに誘さそわれた場合は、勇氣ゆうきを持って断ことわり、しつこく付きまどわれたり、脅おどされたりしたときは、その旨むねを職員しよくいんに申もうし出でてください。
- (4) けんかが起おきても止とめに入はいると、自分じぶんや相手あいてが負傷ふしやうしたり、加勢かせいしたと受け取とられたりすることもあるので、絶対ぜったいにしてはいけません。

### 4 居室きよしつでの生活せいかつ

#### (1) 点検位置等てんけんいちちとう

居室内きよしつないでは、職員しよくいんの視察しさつの妨さまたげとならないようにするために、居室内きよしつないでの点検位置てんけんいち、着座位置ちやくざいち及び就寝位置しゅうしんいちを別べつに定さだめているので、確認かくにんしてください。

なお、居室きよしつの指定していは、様々さまさまな事情じじやうを考こう慮りよして、当所とうしよが決定けつていするものである

ことから、<sup>きょしつ えら</sup>居室を選ぶことはできません。

ア <sup>てんけんい ち ちやくざい ちおよ しゅうしんい ち かって へんこう</sup>点検位置、着座位置及び就寝位置を勝手に変更してはいけません。

イ <sup>きょしつない ある まわ よう た あ</sup>居室内では、歩き回ったり、用もなく立ち上がったり、<sup>きょしつがい のぞ</sup>居室外を覗いたり、<sup>ろうかがわ かべ よ か</sup>廊下側の壁に寄り掛かったりしてはいけません。

ウ <sup>しよくいん おもむ はいしよく さい しよくじ う と</sup>職員が赴いたり、配食の際に食事を受け取ったりするなどの<sup>せいとう</sup>正当な理由があるときを除き、<sup>のぞ よう ろうかがわ まど ちか た</sup>用もなく廊下側の窓の近くに立ってはいけません。

## (2) <sup>きょしつ びひんとう</sup>居室の備品等

<sup>きょしつない そうじようぐとう せいかつ ひつよう ぶつびん せつび そな つ</sup>居室内には、掃除用具等の生活に必要な物品や設備を備え付けています。

ア <sup>あら きょしつ しゅうよう ばあい かなら きょしつない びひん せつび おそん はそん</sup>新たに居室に収容された場合は、必ず<sup>かふそくとう かくにん</sup>居室内の備品や設備に汚損、破損、過不足等がないかを確認してください。

イ <sup>びひん せつび おそん はそん かふそくとう</sup>備品や設備に汚損、破損、過不足等があるときは、そのままにせず、すぐにその<sup>むね しよくいん もう で</sup>旨を職員に申し出てください。

ウ <sup>きょしつない びひん せつび ていねい あつか せいりせいとん せんじょう せいそうとう れいこう</sup>居室内の備品や設備は丁寧に扱い、整理整頓、洗浄、清掃等を励行し、<sup>せいけつ じょうたい い じ</sup>清潔な状態を維持してください。

## (3) <sup>きょしつ せいとんようりょう</sup>居室の整頓要領

<sup>きょしつない ほかんしぶつ びひんとう ほかんぼしよ ほかんほうほう べつ さだ</sup>居室内での保管私物、備品等の保管場所や保管方法を別に定めているので、<sup>かくにん</sup>確認してください。

<sup>ほかんしぶつ びひん いちじてき ほうち しょてい ぼしよ せいとん</sup>保管私物や備品は、一時的であっても<sup>ほうち</sup>放置せず、<sup>しょてい ぼしよ せいとん</sup>所定の場所に整頓してください。

## (4) <sup>きょしつ みず しょう</sup>居室での水の使用

<sup>きょしつない みず しょう あ せつすいこころえ さだ</sup>居室内での水の使用に当たり、<sup>べつし きんしょう</sup>節水心得を定めています（別紙2を参照してください。）。)

水道料金は、税金で賄われているものなので、節水心得を守り、節水に努めてください。

(5) その他

ア 他の被収容者の迷惑となるような行為をしてはいけません。

イ 他の被収容者を支配下に置こうとしたり、他の被収容者の支配下に入ろうとしたり、私的な集団を作ったりしてはいけません。

ウ 他の居室の被収容者に話しかけたり、合図を送ったりしてはいけません。

エ 居室に出入りするときは、職員の手配に従って、身体や着衣の検査を受けてください。

オ 居室から出たときは、許可なく走ったり、一人歩きしたり、みだりに他の被収容者と話をしたりせず、職員の手配に従って行動してください。

カ 居室や廊下に設置されているスピーカー、電灯、スイッチ、居室の名札等には、みだりに手を触れてはいけません。

キ ペットボトル飲料を飲み終えたときは、一般ごみと分別してください。

ク けがをしたり、物を拾ったりしたときは、すぐにその旨を職員に申し出ててください。

5 申出の方法

所内生活における基本的な申出の方法は、次の(1)～(4)のとおりです。

(1) 職員に対する申出

自分が属する居室棟の担当職員に申し出ることができます。

ア 職員に対する申出をする場合は、緊急の用件を除き、夜間や休日

勤務している職員ではなく、担当職員に申し出てください。

イ 申出をするときは、居室内では報知器を使用し、職員が対応するまで静かに座って待ってください。

なお、職員が対応する場合は、職員が指示したときを除き、原則として座って行うこととし、称番号及び氏名を述べてから、申出事項を述べてください。

ウ 申出の日時や内容によっては、後で改めて申し出るように指示したり、願箋の提出を指示したりするので、素直に従ってください。

なお、同じ内容の申出を反復するときは、話を打ち切ったりすることがあります。

## (2) 願箋の提出

所定の願箋を提出することにより申し出ることができます。

願箋の受付日は、原則として、緊急の用件を除き、平日（行政機関の休日を除く。）ですが、願箋の種類や内容によっては受付日を定めていることもあります。

ア 願箋は、原則として、願箋の受付時に担当職員に申し出て交付を受け、居室内での余暇時間に自分で必要事項を記載し、願箋受付日の翌日（行政機関の休日を除く。）に、左手人差し指の指印を押して提出してください。

なお、左手人差し指の指印を押せない場合は、他の指でも構いませんが、その旨を職員に申し出てください。

イ 願箋の円滑な事務処理をするため、1枚の願箋には一つの用件のみを記載してください。

なお、字が書けない場合は、職員が代筆するので、その旨を職員に申し出て下さい。

ウ 1枚の願箋に複数の用件が記載されている場合、願箋に記載漏れがあったり、記載内容に不十分な点があったり、申出内容と無関係なことが記載されていたりする場合は、願箋を差し戻すことがあります。

(3) 特別な許可や取扱いを求める願箋の留意事項

ア 特別な許可や取扱いを求める願箋を提出する場合は、その必要性や緊急性を簡潔かつ具体的に記載して下さい。

イ 必要性や緊急性の有無は、個別具体的かつ客観的な状況を踏まえて合理的に判断するので、自分の希望が認められなくても、決定には素直に従って下さい。

ウ 特別な許可や取扱いは、個別具体的かつ客観的な状況や事情が異なれば、当然、結論も異なるので、過去に特別な許可や取扱いを認めていても、これらが誤りや不相当であると判断したときは、許可や取扱いを変更します。

(4) 教示

所内生活における不明な点について、教示を求める願箋を提出することができます。

ア 教示を求める願箋を提出したからといって、自分の希望どおりの対応や回答を受けるとは限りませんし、回答できないこともあります。

イ 教示願の内容が不明確な場合や意味不明な場合は、願箋を差し戻したりすることがあります。

ウ 教示願の内容からみて、回答する必要性が認められない場合（例えば、  
個人的な興味を満たすだけのもの、不真面目なもの、過去に提出したもの  
と同じ内容のもの、性質上自ら調べるべきものなど）は、教示しない旨の  
回答をすることがあるので、決定には素直に従ってください。

なお、教示すべきでないもの、調査が困難なものも同様です。

## 第4 物品の貸与等及び自弁

### 1 物品の貸与及び支給

刑事施設では、日常生活に必要な物品を貸与又は支給します（別紙3-1及び別紙3-2を参照してください。）。

#### (1) 衣類及び寝具

衣類及び寝具の貸与を希望する場合は、その旨を職員に申し出てください。

#### (2) 食事及び湯茶

ア 主食は、原則として、米と麦が混合されたご飯又はパンを給与し、副食は、栄養量、嗜好傾向等を参考にしながら調理したものを給与します。

主食の量は、体格による増減がありますが、副食の量は、体格に関係なく同じ量です。

なお、食事は、医療上や保健上の理由から、医師の指示により、特別の献立や調理法による食事を給与することがあります。

イ 湯茶は、食事の時間に給与しますが、必要に応じて、それ以外の時間に給与することもあります。

#### (3) 日用品等

日用品等は、所定の品目を貸与又は支給しますが、一定の使用期間を定めているものは、使用期間経過後に貸与又は支給します。

### 2 物品の自弁

自分で物品を調達することを自弁といい、一定の条件の下で、自弁の物品

しょうまた せつしゅ  
を使用又は摂取することができます（別紙4-1、別紙4-2及び別紙4-3  
さんしょう  
を参照してください。）。

なほ、じべん ぶつびん しょうまた せつしゅ ばあい  
自弁の物品を使用又は摂取する場合は、これに相当する物品を貸与又  
しきゅう  
は支給しません。

また、じべん ぶつびん しょうまた せつしゅ どうしょ きりつおよ ちつじょ いじ たかんり  
自弁の物品の使用又は摂取は、当所の規律及び秩序の維持その他管理  
うんえいじょうししょう しょう  
運営上支障を生ずるおそれがある場合のほか、ばあい ちようばつ きてい きんし  
懲罰の規定により禁止される  
ばあい ひと  
場合には認めません。

### 3 ほうせい きぐとう じべんとう 補正器具等の自弁等

つぎ ぶつびん どうしょ きりつおよ ちつじょ いじ たかんりうんえいじょうししょう  
次の(1)～(5)の物品は、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を  
しょう  
生ずるおそれがある場合を除き、ばあい のぞ げんそく じべん しょう  
原則として、自弁のものを使用することにな  
ります。

- (1) がんきょう た ほうせい きぐ  
眼鏡その他の補正器具
- (2) じ こけいやくさぎょう おこな ひつよう ぶつびん  
自己契約作業を行うのに必要な物品
- (3) しんしょ はつ ひつよう ふうとう た ぶつびん  
信書を発するのに必要な封筒その他の物品
- (4) いんしおよ いんかん  
印紙及び印鑑
- (5) かつら ちゃくよう ゆる てきとう ひと ばあい かぎ  
かつら（着用を許すことが適当と認める場合に限り。）

### 4 しょうとう ノートの使用等

#### (1) ノートの種類

ノートは、ようとべつ そしょうよう べんがくようおよ ざっきよう しょう ひと  
用途別に訴訟用、勉強用及び雑記用での使用を認めるので、ノー  
トをしょう ばあい  
トを使用する場合は、その旨を職員に申し出てください。

(2) 筆記時間等

筆記時間は、朝点検後から就寝までです。

筆記するときは、必ず机を使用してください。

(3) ノートの使用心得

ノートを使用するときは、次のア～オに掲げる事項を遵守してください。

ア 次のような記述をしてはいけません。

(ア) 所内の秩序びん乱をあおり又は唆すもの

(イ) 犯罪の手段、方法等を具体的に記述したもの

(ウ) 保安警備又は職員の勤務に関するもので、一般的に秘匿すべき事項にかかると

(エ) 風俗上問題となることを露骨に描写したもの

(オ) 暗号、記号、乱数表などの方法により、内容が分からないもの

(カ) 処遇、その他施設の状況に関し、明らかな虚偽の記述があるもの

(キ) 出所者又は在所者の氏名及び住所、電話番号等の連絡先の記載のあるもの

(ク) その他当所の管理運営に重大な支障を来すおそれのあるもの

イ ノートのページを破って使用してはいけません。

ウ 許可なく外国語を書いてはいけません。

エ 所内見取図を書いてはいけません。

オ ページを飛ばして書いたり、後ろから書いたり、他の用紙を貼り付けたりしてはいけません。

(4) ノートの検査

ノートは、必要に応じて職員が検査します。

なお、ノートを検査した結果、使用心得に違反していることを認めた場合は、ノートの使用許可を取り消したり、記述した部分を削除又は抹消したりするほか、反則行為として処罰します。

だい 第5 きんぴん とりあつかい  
金品の取扱い

1 げんきん とりあつかい  
現金の取扱い

にゆうしよじ しよじ げんきん にゆうしよちゆう しゆとく げんきんおよ さしい げんきん  
入所時に所持していた現金、入所中に取得した現金及び差入れされた現金  
は、つぎ およ がいとう さしいれにん ひきと もと さしいれにん  
次の(1)及び(2)のいずれかに該当するときは、差入人に引取りを求め、差入人  
にひきと もと ほうりつ もと しより  
引取りを求めることができないときなどは、法律に基づいて処理します。

なお、いづれにもがいとう ばあい りようちきん どうしよ ほかん  
なお、いづれにも該当しない場合は、領置金として当所で保管します。

- (1) こうふ どうしよ きりつおよ ちつじょ がい  
交付することにより、当所の規律及び秩序を害するおそれがあるものであ  
るとき。
- (2) さしいれにん しめい あき  
差入人の氏名が明らかでないものであるとき。

2 ぶつびん とりあつかい  
物品の取扱い

にゆうしよじ しよじ ぶつびんおよ にゆうしよちゆう しゆとく ぶつびん さしい のぞ  
入所時に所持していた物品及び入所中に取得した物品(差入れを除く。)は、  
つぎ がいとう しんぞくとう こうふ た そうとう しよぶん  
次の(1)～(3)のいずれかに該当するときは、親族等への交付その他相当の処分を  
もと そうとう きかんない しよぶん ほうりつ もと しより  
求め、相当の期間内に処分しないときは、法律に基づいて処理します。

また、さしい ぶつびん こうにゆう かく つぎ がいとう  
また、差入れされた物品(購入を含む。)は、次の(1)～(7)のいずれかに該当す  
るときは、さしいれにん ひきと もと さしいれにん ひきと もと  
ときは、差入人に引取りを求め、差入人に引取りを求めることができないと  
きなどには、ほうりつ もと しより  
きなどには、法律に基づいて処理します。

なお、いづれにもがいとう ばあい ほうりつ きてい しようまた せつしゆ  
なお、いづれにも該当しない場合であって、法律の規定により使用又は摂取  
することができるものであるときは、ほかんしぶつ じぶん ほかん ほうりつ  
保管私物として自分で保管させ、法律の  
きてい しようまた せつしゆ りようちぶつ  
規定により使用又は摂取することができないものであるときは、領置物として  
どうしよ ほかん  
当所で保管します。

- (1) 保管に不便なものであるとき。
- (2) 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。
- (3) 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。
- (4) 交付することにより、当所の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。
- (5) 刑事訴訟法の定めるところにより交付を受けることが許されない物品であるとき。
- (6) 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。
- (7) 自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品以外の物品であるとき。

### 3 保管私物等の取扱い

#### (1) 保管私物

法律の規定により使用又は摂取することができ、自分で保管することとなった物品を保管私物といたします。

ア 保管私物は、保管私物バッグ（キャリーバッグ）及び各居室備付けの私物棚に保管してください。

イ 私物棚には施錠設備がないので、紛失、盗難等の心配があるときは、保管私物バッグに保管して必ず施錠してください。

ウ 保管私物は自ら管理するものであり、紛失、盗難、汚損等について、当所は責任を負わないので、しっかりと自己管理してください。

エ 保管私物は、特に必要があると認める場合等を除き、領置することはで

きません。

また、領置することができる場合であっても、領置することにより、後述する領置物の分量が制限を越えることになるときは、領置することができません。

オ 保管私物は、適宜、職員が保管状況等进行检查します。

カ 保管私物を廃棄するときは、ごみ箱に捨てる消耗品類（ちり紙、書き損じた便箋等）を除き、職員に申し出て廃棄してください。

## (2) 領置物

法律の規定により使用又は摂取することができず、当所で保管することとなった物品を領置物といたします。

ア 領置物のうち、時計、宝石、指輪、免許証等の貴重品は、特別領置品として、他の物品と区別して保管します。

イ 領置物のうち、法律の規定により使用又は摂取することができることとなった物品は、申出により引渡しを受けることができます。

なお、引渡しを受けることができる場合であっても、引渡しを受けることにより、後述する保管私物の分量が制限を越えることになるときは、引き渡すことはできません。

## (3) 保管私物等の制限

保管私物及び領置物の分量（係属中の裁判所の事件に関する記録、書類、補正器具を除く。）には制限があり、その制限を越えるときは、超過量に相当する量の物品について、親族等への交付その他相当の処分を求めます。

なお、相当の期間内に処分しないときは、法律に基づいて処理します。

(4) 保管私物等の他の者への交付（宅下げ）

保管私物、領置金及び領置物（文書図画に該当するものを除く。）は、次のア及びイのいずれかに該当するときを除き、他の者へ交付（信書の発信に該当するものを除く。）することができます。

ア 交付（その相手方が親族であるものを除く。以下のイも同じ。）により、当所の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

イ 刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

4 物品の購入

物品の購入は、第4「物品の貸与等及び自弁」の2「物品の自弁」で記載しているとおおり、一定の条件の下で、使用又は摂取することができる物品について、指定業者を通じて購入することができます。

(1) 1回に購入することができる物品の商品名、数量等は、別に備え付けている冊子を参照してください。

(2) 物品を購入する場合は、所定の購入願箋に必要事項を記入し、購入受付日に提出してください。

(3) 物品の購入により保管私物及び領置物の分量が制限を超えるときは、購入を認めないことがあります。

5 金品の差入れ

現金及び物品の差入れは、第5「金品の取扱い」の1「現金の取扱い」及び

2「物品の取扱い」で記載しているとおおり、法律の規定により認められます。

(1) 所内生活では多額の現金は必要ないので、家族等に経済的な負担を掛けな  
いようにしてください。

(2) 差入れが可能な形状や規格を指定している物品や、指定業者を通じての  
み差入れを許可している物品があるので、十分注意してください。

だい 第6 保健衛生及び医療

1 運動

運動は、平日において、1日につき30分間、できる限り屋外で実施しますが、時季、天候その他の事情から、居室内で実施することもあります。

なお、休日等には、居室内で運動する機会を設けています。

- (1) 医師の指示により運動の方法等を制限されている場合は、その指示に従ってください。
- (2) 急激な運動や過度な運動は、けがや体調不良の原因になるので、体力や体調に見合った運動をしてください。
- (3) 居室内で運動するときは、他の被収容者の迷惑とならない程度に運動してください。
- (4) 運動場に備え付けられている運動用具等は、みんなで使用するものなので、大切に取り扱いってください。
- (5) 定められた時間や方法以外で運動を行うことはできません。

2 清潔義務

被収容者には、健康及び当所の衛生を保持するため、身体、着衣、所持品、居室等を清潔にする義務が課されています。

- (1) 入浴、調髪、ひげそり、掃除等を励行してください。
- (2) 洗濯可能な衣類は、当所で洗濯するので、所定の日に提出してください。
- (3) 炊事前、配食前、食事前、用便後は、必ずうがいや手洗いをしてください。

- (4) たんやつばを<sup>ところかま</sup>所<sup>は</sup>構<sup>は</sup>わず吐<sup>は</sup>いてはいけません。
- (5) 食器<sup>しょつき</sup>を<sup>あら</sup>洗<sup>てい</sup>って<sup>いしゅつ</sup>提出<sup>ばあい</sup>する<sup>かなら</sup>場合は、<sup>あら</sup>必<sup>あら</sup>ず<sup>ていしゅつ</sup>きれいに<sup>あら</sup>洗<sup>てい</sup>ってから<sup>いしゅつ</sup>提出<sup>かい</sup>して<sup>かい</sup>くださ
- い。

### 3 入浴

入浴は、週<sup>しゅう</sup> 2回<sup>かい</sup>又は週<sup>しゅう</sup> 3回<sup>かい</sup>（閉居罰執行中は週<sup>しゅう</sup> 1回<sup>かい</sup>以上）、1回<sup>かい</sup>につき15分間<sup>ふんかん</sup>（週<sup>しゅう</sup> 3回<sup>かい</sup>のとき、そのうち1回<sup>かい</sup>は10分間<sup>ふんかん</sup>）実施<sup>じっし</sup>します。

- (1) 入浴<sup>にゅうよく</sup>中は、他<sup>た</sup>の被收容者<sup>ひしゅうようしや</sup>と話<sup>はなし</sup>をしてはいけません。
- (2) 浴槽<sup>よくそう</sup>には、身体<sup>しんたい</sup>をよく洗<sup>あら</sup>ってから入<sup>はい</sup>ってください。
- (3) 浴槽<sup>よくそう</sup>内に<sup>い</sup>タオルを入<sup>い</sup>れたり、タオル<sup>ひた</sup>を浸<sup>ひた</sup>したりしてはいけません。
- (4) 洗面器<sup>せんめんき</sup>、椅子<sup>いす</sup>等<sup>とう</sup>の備品<sup>びひん</sup>は、大切<sup>たいせつ</sup>に取り扱<sup>と</sup>ってください。
- (5) 皮膚病<sup>ひふびょう</sup>や性病<sup>せいびょう</sup>にかかっているときは、その旨<sup>むね</sup>を職員<sup>しよくいん</sup>に申<sup>もう</sup>し出<sup>で</sup>てください。

### 4 調髪

調髪<sup>ちょうはつ</sup>は、無料<sup>むりよう</sup>で実施<sup>じっし</sup>しますが、自弁<sup>じべん</sup>により指定業者<sup>していぎようしや</sup>による調髪<sup>ちょうはつ</sup>を実施<sup>じっし</sup>することもできます。

- (1) 調髪<sup>ちょうはつ</sup>を希望<sup>きぼう</sup>する場合は、その旨<sup>むね</sup>を職員<sup>しよくいん</sup>に申<sup>もう</sup>し出<sup>で</sup>てください。ただし、時間<sup>じかん</sup>を要<sup>よう</sup>したり、希望<sup>きぼう</sup>に応<sup>おう</sup>じられないことがあります。
- (2) 女子<sup>じょし</sup>の調髪<sup>ちょうはつ</sup>は、必要<sup>ひつよう</sup>に応<sup>おう</sup>じて適宜<sup>てきぎ</sup>の方法<sup>ほうほう</sup>によって実施<sup>じっし</sup>します。
- (3) 調髪<sup>ちょうはつ</sup>中に必要<sup>ひつよう</sup>以上のことを要求<sup>ようきゆう</sup>したり、勝手<sup>かって</sup>に器具<sup>きぐとう</sup>等に手<sup>て</sup>を掛<sup>か</sup>けたり、職員<sup>しよくいん</sup>の指示<sup>しじ</sup>に従<sup>したが</sup>わなかったりしたときは、調髪<sup>ちょうはつ</sup>を中止<sup>ちゅうし</sup>することがあります。

## 5 ひげそり

ひげそりは、15分入浴のときに実施します。

- (1) 入浴時に個人用のかみそりを貸与するので、かみそりの貸与を受けるときは、職員の面前で、はっきりと称呼番号を唱えてください。
- (2) かみそりは、ひげやもみ上げをそるために貸与するものなので、眉毛をそったり、額の生え際にそり込みを入れたりしてはいけません。
- (3) 自弁の電池式かみそりを所持している場合は、居室内でひげそりを行うことができません。

## 6 健康診断

当所に収容開始後速やかに、また、毎年1回以上定期的に所定の事項についての健康診断を実施するほか、当所の保健衛生上必要があるときにも健康診断を実施します。

健康診断は、受ける義務があるので、採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできません。

## 7 診療等

負傷や疾病があるとき、又はその疑いがあるときは、医師等が診療するほか、必要な医療上の措置を執ることがあります。

- (1) 看護師等の資格を有する職員が、定期的に巡回するので、医師等による診療等を希望する場合は、その旨を職員に申し出てください。
- (2) 緊急に処置しなければならない負傷や疾病があるときは、定期的に巡回

する日以外でも受け付けるので、すぐにその旨を職員に申し出てください。

(3) 診療等の要否については、医師等が専門的な見地から判断するので、その判断に従ってください。

(4) 医師等による診療等を受ける場合は、自己の主張に固執したり、粗暴な言動をしたりしてはいけません。

(5) 医師等から病状を聞かれたときは、ありのままを答え、病状を大げさに言ったり、うそを言ったりしてはいけません。

## 8 薬剤の自己管理

医師等による診療において、薬剤を処方することがありますが、一定の種類  
の薬剤は、所定の数量の範囲内で自己管理することを認めています。

(1) 薬剤は、定められた用法や用量に従って服用してください。

(2) 他の被収容者から薬剤をもらったり、他の被収容者に薬剤を譲り渡したりしてはいけません。

(3) 服用せずに残った薬剤は、必ず職員に提出し、勝手に捨てたり、所持を  
続けたりしてはいけません。

(4) 薬剤を自己管理させることが不相当と判断したときは、薬剤の自己管理を  
認めないことがあります。

## 9 備薬

家庭医療程度の応急措置として、感冒薬、解熱鎮痛薬、胃腸薬、便秘薬及び  
絆創膏を備え付けています。

たいちょうふりよう ばあい しょうじょう おう びやく とうよ むね しょくいん もう  
体調不良の場合は、症状に応じて備薬を投与するので、その旨を職員に申  
し出してください。

なお、びやく ふくよう あ びやく かん いっぱんてき ちゅういじこう まも  
備薬の服用に当たっては、備薬に関する一般的な注意事項を守って  
ください（別紙5を参照してください）。

#### 10 しめいいい しんりょう 指名医による診療

しめいいい しんりょう とは、とうしょ いしがい がいぶ いしとう しめい じべん  
指名医による診療とは、当所の医師以外の外部の医師等を指名し、自弁によ  
り診療を受けることを希望する場合において、いっぺんてき ようけん もと いりょうじょうてきとう  
診療を受けることを希望する場合において、一定の要件の下で、医療上適  
当であると認められるときに限り、がいぶ いしとう しんりょう う  
外部の医師等による診療を受けることができ  
る制度です。

しめいいい しんりょう よう ひよう すべて じ こふたん けんこうほけんせいど  
なお、指名医による診療に要した費用は全て自己負担であり、健康保険制度  
の適用対象外なので、そうとう ひよう み こ  
相当な費用が見込まれます。

(1) しめいいい しんりょう きぼう ばあい しょてい しんせいしょ こうふ  
指名医による診療を希望する場合は、所定の申請書を交付するので、その  
むね しょくいん もう で  
旨を職員に申し出てください。

(2) しめいいい しんりょう みと ばあい とうしょ きりつおよ ちつじょ い じ  
指名医による診療を認めた場合であっても、当所の規律及び秩序を維持す  
るため必要があるときなどには、しんりょう ちゅうし い ごと しめいいい  
診療を中止し、以後、その指名医による  
しんりょう みと  
診療を認めないことがあります。

## 第7 宗教上の行為等

### 1 一人で行う宗教上の行為

一人で行う礼拝等の宗教上の行為は、原則として、禁止又は制限しませんが、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、禁止又は制限することがあります。

宗教上の行為は、他の動作に支障がない時間帯に行い、他の被収容者の迷惑とならないようにしてください。

### 2 個人教誨

教誨とは、特定の宗教教義に基づく感化の働きかけを意味し、宗教家自身の全人格的感化による精神的救済を行うもので、個人的に悩みがあつて教誨師から助言を得たい場合、逝去した親族等や被害者の冥福を個人的に祈りたい場合等において、申出により必要と認められたときに行うことができます。

- (1) 教誨師の都合等により個人教誨を実施できないことがあります。
- (2) 個人教誨を実施する場所に、指定された教材（経典等）以外のものを持ち込んではいけません。
- (3) 個人教誨を実施する場所では、職員が指定する席に座り、まじめな態度で教誨を受けてください。
- (4) 教誨師に対しては、礼儀正しい態度や姿勢で接してください。
- (5) 当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、個人教誨に参加させないことがあります。

## 第8 書籍等の閲覧

### 1 書籍等の取扱い

書籍等とは、書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画をいい、当所に備え付けている備付書籍と自弁の書籍等に分けられます。

### 2 備付書籍

#### (1) 定期貸与書籍

共同室に収容されている場合は2冊以内、単独室に収容されている場合は3冊以内で、備付書籍の貸与を受けることができます。

なお、備付書籍の貸与期間は1か月以内ですが、申出により必要と認められる場合に限り、3か月を超えない範囲で貸与期間を更新できます。

#### (2) 特別貸与書籍

勉学や作業のほか、権利の救済を受けるためなどの理由により、必要と認められる場合に限り、3冊以内で、辞典、経典、学習用書籍、訴訟用書籍等の備付書籍の貸与を受けることができます。

なお、特別貸与書籍の貸与期間は1か月以内ですが、申出により必要と認められる場合に限り、6か月を超えない範囲で貸与期間を更新できます。

### 3 自弁の書籍等

自弁の書籍等は、内容を検査した結果、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合は、閲覧することができません。ただし、あらかじめ同意するときは、閲覧

禁止部分を削除又は抹消した上で閲覧することができます。

- (1) 当所の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- (2) 罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

#### 4 書籍等の購入

書籍等は、指定業者を通じて購入することができます。

- (1) 1回に購入することができる書籍（雑誌以外の書籍）及び雑誌（月刊誌、週刊誌及び旬刊誌）の冊数は合計3冊までです。

- (2) 新聞紙は、日刊通常紙及び日刊特別紙（スポーツ新聞）から1紙ずつ、月単位で購入することができます。

なお、日刊通常紙及び日刊特別紙は、それぞれ当所が選定した3紙のうちから1紙を選択することになります。

- (3) 書籍等を購入する場合は、所定の購入願箋に必要な事項を記入し、購入受付日に提出してください。

なお、原則として、購入願箋を提出後に変更や取消しはできません。

- (4) 書籍等の購入により保管私物及び領置物の分量が制限を超えるときは、購入を認めないことがあります。

- (5) 閲覧後の雑誌及び新聞紙は、原則として、廃棄することになります。

#### 5 書籍等の差入れ

書籍等の差入れは認められていますが、一人の差入人が1日に差入れすること

ができる書籍の冊数には制限があります。

なお、この制限を超過するときは、差入れを認めないことがあるので、十分に注意してください。

6 書籍等の付録の取扱い

書籍等の付録は、自弁により使用することができることとされる物品以外の物品である場合は、第5「金品の取扱い」の2「物品の取扱い」に記載しているとおり、親族等への交付その他相当の処分を求め、相当の期間内に処分しないときは、法律に基づいて処理します。

だい 第9 きりつおよ ちつじょ い じ  
規律及び秩序の維持

1 じゅんしゅじこうとう  
遵守事項等

(1) じゅんしゅじこう  
遵守事項

とうしょ きりつおよ ちつじょ い じ しょうないせいかつ おく あ じゅんしゅ  
当所の規律及び秩序を維持するため、所内生活を送るに当たって、遵守し  
なければならぬ事項を定めています。

じゅんしゅじこう さつし かくきょしつ そな つ じゅんしゅ  
遵守事項は、冊子として各居室に備え付けており、遵守しなければなら  
ぬ義務があるので、必ずその内容をよく読み、違反しないようにしてくだ  
さい。

(2) しょくいん し じ  
職員の指示

しょくいん ひしゅうようしゃ せいかつおよ こうどう し じ  
職員は、被収容者の生活及び行動について指示することがあります。

しょくいん おこな し じ したが ぎ む しょくいん  
職員が行った指示に従わなければならない義務があるので、職員の  
指示には素直に従ってください。

2 しんたい けんさとう  
身体の検査等

とうしょ きりつおよ ちつじょ い じ ひつよう ばあい しんたい ちやくい しょじひんおよ  
当所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合は、身体、着衣、所持品及  
び居室を検査するほか、所持品を取り上げて一時保管することがあります。

しょくいん けんさ し じ う したが けんさ う  
職員から検査の指示を受けたときは、これに従って検査を受けなければな  
りません。

だい  
第10 刑事訴訟

1 弁護人

- (1) 個々の刑事訴訟手続については、法令上特別の規定がある場合を除き、原則として、職員は関与できないので、分からないことは全て弁護人によく相談してください。
- (2) 被疑者（起訴以前の者）及び被告人（起訴された者）は、いつでも自費で弁護人を頼むことができます。
- (3) 自費で弁護人を頼むことができない場合は、裁判所に国選弁護人選任請求願を提出し、国の費用で弁護人を付けてもらうことができます。  
裁判所から弁護人の選任について照会があったときは、すぐに回答してください。

なお、その回答に要する費用は、原則として自己負担です。

2 裁判

- (1) 公判期日は、あらかじめ裁判所から召喚状の送達又は公判廷における口頭での告知によって指定されるので、正確に覚えておいてください。
- (2) 第一回公判期日前に、裁判の迅速化のため、事件の争点や論点を明らかにすることを目的として、検察官、弁護人、被告人が裁判所において、事件について整理する手続を実施する場合があります、これを公判前整理手続といいます。
- (3) 第一審の裁判は、おおむね次の順序で行われるので、落ち着いて、よく内容を聞いてください。

- ア さいばんかん 裁判官による じんていじんもん 人定尋問
- イ けんさつかん 検察官による きそじょう ろうどく 起訴状の朗読
- ウ さいばんかん 裁判官による けんりほ ごじこう こくち 権利保護事項の告知
- エ ざいじょうにんび ひこくにん きそじじつ いけん 罪状認否（被告人が起訴事実について意見を述べる。）
- オ しょうこしら 証拠調べ（ぼうとうちんじゅつ ふく 冒頭陳述を含む。）
- カ けんさつかん 検察官による ろんこく きゅうけい 論告、求刑
- キ べんごにん さいしゅうべんろんおよ ひこくにん さいしゅうちんじゅつ 弁護人による最終弁論及び被告人による最終陳述
- ク さいばんかん 裁判官による はんけつ せんこく 判決の宣告

### 3 こうりゅう 勾留

- (1) ひぎしゃ こうりゅうきかん 被疑者の勾留期間は10日であり、この期間内に起訴されないときは釈放されます。ただし、こうりゅうきかん かかんいなし えんちよう 勾留期間は10日間以内で延長されることがあり、とくべつ ばあい さら かいなし えんちよう 特別の場合には、更に5日以内で延長されることがあります。
- (2) ひこくにん こうりゅうきかん きそ ひ 被告人の勾留期間は、起訴の日から2か月ですが、その後1か月ごとにこうしん 更新されることがあります。
- (3) こうりゅう えんちようまた こうりゅう こうしん 勾留の延長又は勾留の更新があったときは、こうりゅう えんちようきかんまた 勾留の延長期間又はこうりゅう こうしんきかんとう こくち 勾留の更新期間等を告知します。
- (4) きそつうち 起訴通知があったときは、こうりゅうきかんとう こくち 勾留期間等を告知します。

### 4 せつけんとう きんし 接見等の禁止

さいばんしょ 裁判所から せつけんおよ 接見及び しよるい 書類 た その他の もの 物の じゅじゅ 授受の きんしけつてい 禁止決定を受けた者は、べんごにん 弁護人 また 又は べんごにん 弁護人になろうとする者以外の者と、きんしけつてい 禁止決定の内容に ないよう 従って したが 面会、めんかい 通信 つうしん

および書類その他の物の授受が禁止されます。

接見等禁止決定に対しては、裁判所に書面を提出して、その解除を願い出ることが出来ます。

## 5 上訴

(1) 裁判所の判決などに不服がある場合は、上級裁判所に上訴することが出来ます。

(2) 上訴には、第一審の判決に対する控訴、第二審の判決に対する上告及び決定・命令に対する抗告があります。

(3) 控訴と上告は、判決の言渡しがあった翌日から数えて14日以内に申し立てることができ、この期間を上訴期間といいます。

(4) 即時抗告は、決定の言渡しがあった日又は決定の謄本が送達された日の翌日から数えて3日以内に申し立てることが出来ます。

(5) 控訴又は上告したときは、裁判所から趣意書を提出するよう文書で指示されます。

なお、趣意書は、上訴の理由を書くものであり、指定期日までに裁判所へ到達しなければならないものなので、十分注意してください。

(6) 控訴又は上告は、それぞれの裁判が終わるまで、いつでも書面によって取り下げることが出来ます。

また、公判廷では、口頭で取り下げることが出来ます。

(7) 上訴権を放棄するときは、上訴期間内に、上訴権放棄申立書を言渡し裁判所に提出してください。

(8) いったん<sup>じょうそ</sup>上訴を取り下げ、又は<sup>また</sup>放棄<sup>ほうき</sup>すると、その事件<sup>じけん</sup>について更に<sup>さら</sup>上訴<sup>じょうそ</sup>することはできないので、特に<sup>とく</sup>注意<sup>ちゅうい</sup>してください。

なお、<sup>べんごにん</sup>弁護人などのする<sup>とりさ</sup>取下げ又は<sup>また</sup>放棄<sup>ほうき</sup>に同意<sup>どうい</sup>した場合も同様<sup>ばあい</sup>です。

(9) 自己<sup>じ</sup>又は<sup>こまた</sup>代理人<sup>だいにん</sup>の責任<sup>せきにん</sup>によって<sup>じょうそ</sup>上訴<sup>じょうそ</sup>期間<sup>きかん</sup>内に<sup>また</sup>上訴<sup>じょうそ</sup>しなかったときは、<sup>じょうそけんかいふく</sup>上訴権<sup>せいきゆう</sup>回復<sup>かいふく</sup>の請求<sup>せいきゆう</sup>をすることができないので、<sup>べんごにん</sup>弁護人<sup>かぞくとう</sup>、家族<sup>かぞく</sup>等<sup>とう</sup>が<sup>じょうそ</sup>上訴<sup>じょうそ</sup>したとおも<sup>おも</sup>い違<sup>ちが</sup>いをしないよう<sup>じゅうぶんちゅうい</sup>十分注意<sup>じゅうぶんちゅうい</sup>してください。

(10) 控訴<sup>こうそ</sup>、上告<sup>じょうこく</sup>、抗告<sup>こうこく</sup>の申立書<sup>もうしたてしょ</sup>など<sup>じょうそ</sup>上訴<sup>かん</sup>に関する<sup>そしやうしよるい</sup>訴訟書類<sup>けいじしせつ</sup>は、<sup>ちやう</sup>刑事施設<sup>ちやう</sup>の長<sup>ちやう</sup>若しくは<sup>だいにん</sup>その代理者<sup>だいにん</sup>に<sup>さ</sup>差し出す<sup>だ</sup>所定<sup>しよてい</sup>の期間<sup>きかん</sup>又は<sup>また</sup>裁判所<sup>さいばんしょ</sup>に<sup>ていしゆつ</sup>提出<sup>しよてい</sup>する<sup>しよてい</sup>所定<sup>しよてい</sup>の<sup>きかん</sup>期間<sup>きかん</sup>がそれぞれ<sup>さだ</sup>定められているので、その<sup>とりあつか</sup>取扱い<sup>さだ</sup>には、<sup>じゅうぶんちゅうい</sup>十分注意<sup>じゅうぶんちゅうい</sup>してください。

なお、<sup>じょうそ</sup>上訴<sup>かん</sup>に関する<sup>そしやうしよるい</sup>訴訟書類<sup>とうしよ</sup>は、<sup>せきにん</sup>当所<sup>さいばんしょ</sup>の責任<sup>はっそう</sup>で<sup>そしやう</sup>裁判所<sup>そしやう</sup>に<sup>はっそう</sup>発送<sup>はっそう</sup>するので、<sup>そしやう</sup>訴訟<sup>そしやう</sup>書類<sup>そしやう</sup>を<sup>さいばんしょ</sup>裁判所<sup>さいばんしょ</sup>に<sup>ていしゆつ</sup>提出<sup>ばあい</sup>する場合は、その<sup>むね</sup>旨<sup>しよくいん</sup>を<sup>もう</sup>職員<sup>で</sup>に<sup>もう</sup>申し出<sup>で</sup>てください。

## 6 <sup>そしやうしよるい</sup>訴訟書類

(1) <sup>そしやうしよるい</sup>訴訟書類<sup>ちやうしよくご</sup>は、朝食<sup>しやうじ</sup>後<sup>ご</sup>から<sup>しゅうしんじ</sup>就寝<sup>あいだ</sup>時<sup>あ</sup>までの<sup>た</sup>間<sup>に</sup>において、<sup>た</sup>他の<sup>に</sup>日課<sup>に</sup>動作<sup>どうさ</sup>に<sup>ししやう</sup>支障<sup>ししやう</sup>のない<sup>かぎ</sup>限り<sup>かぎ</sup>いつでも<sup>さくせい</sup>作成<sup>さくせい</sup>できます。

(2) <sup>よざい</sup>余罪<sup>じゆけいしや</sup>受刑<sup>げんそく</sup>者は、<sup>げんそく</sup>原則<sup>よ</sup>として<sup>か</sup>余暇<sup>じかん</sup>時間<sup>かぎ</sup>に<sup>かぎ</sup>限り<sup>そしやうしよるい</sup>訴訟書類<sup>さくせい</sup>を作成<sup>さくせい</sup>することができます。

(3) <sup>そしやうしよるい</sup>訴訟書類<sup>はっしんまた</sup>の<sup>ていしゆつ</sup>発信<sup>ていしゆつ</sup>又は<sup>ていしゆつ</sup>提出<sup>ていしゆつ</sup>は、<sup>う</sup>いつでも<sup>う</sup>受け付け<sup>う</sup>ますが、<sup>つうじやう</sup>通常<sup>あき</sup>は、<sup>ねが</sup>朝<sup>あき</sup>の<sup>ねが</sup>願<sup>ねが</sup>い<sup>ねが</sup>事<sup>ねが</sup>受<sup>ねが</sup>付<sup>ねが</sup>時<sup>ねが</sup>に<sup>ねが</sup>受け<sup>ねが</sup>付<sup>ねが</sup>けるので、<sup>ていしゆつ</sup>なるべく<sup>ていしゆつ</sup>その<sup>ていしゆつ</sup>とき<sup>ていしゆつ</sup>に<sup>ていしゆつ</sup>提出<sup>ていしゆつ</sup>してください。

なお、<sup>そしやうしよるい</sup>訴訟書類<sup>けいじしよほうじやう</sup>は、<sup>べんごにんがい</sup>刑事訴訟法<sup>もの</sup>上<sup>たくさ</sup>、<sup>たくさ</sup>弁護人<sup>たくさ</sup>以外<sup>たくさ</sup>の<sup>たくさ</sup>者<sup>たくさ</sup>には<sup>たくさ</sup>宅<sup>たくさ</sup>下<sup>たくさ</sup>げ<sup>たくさ</sup>できない<sup>たくさ</sup>こ<sup>たくさ</sup>と<sup>たくさ</sup>が<sup>たくさ</sup>あり<sup>たくさ</sup>ます。

- (4) 訴訟書類には様式の定められたものもあるので、事情が分からない場合には、弁護人又は職員に相談してください。

## 7 保釈及び訴訟費用

- (1) 被告人は、保釈の請求をすることができるので、請求する場合は、保釈金や身元引受人について、弁護人や家族等とよく相談してください。
- (2) 貧困のため訴訟費用が払えないときは、刑が確定した日から20日以内に免除願を提出することができます。
- (3) 保釈のための保釈金、罰金、訴訟費用などを納付したいときは、その旨を担当職員に申し出てください。

## 8 出廷等

- (1) 公判手続の召喚があった場合は、出廷してください。  
なお、正当な理由なく出頭を拒否し、職員による引致を著しく困難にした場合は、被告人が出頭しないときでも、公判手続が行われることがあります。
- (2) 入所する前に、既に召喚の通知を受けている者あるいは他所から移送になった場合で召喚状を持っている者は、必ずその旨を職員に申し出てください。
- (3) 検察官調べや出廷する場合に、裁判で必要な書類、ノート、メモ用紙などを携行したいときは、前日までに担当職員に申し出て許可を得てください。
- (4) 護送車内では、他の被収容者に話し掛けたり、合図を送ったりしないでく

ださい。

また、<sup>ごそうしゃない</sup>護送車内<sup>ようべん</sup>で用便はできないので、<sup>しゅつぱつまえ</sup>出発前<sup>きょしつ</sup>に居室<sup>す</sup>で済ませてください。

- (5) <sup>けんさつちやう</sup>検察庁<sup>さいばんしょ</sup>や裁判所<sup>たいきばしょ</sup>での待機場所<sup>べんごにんいがい</sup>では、<sup>もの</sup>弁護人<sup>めんかい</sup>以外の者<sup>げんそく</sup>との面会<sup>めんかい</sup>は原則<sup>げんそく</sup>として認め<sup>みと</sup>られません。

- (6) <sup>しゅつていじとう</sup>出廷時<sup>しよくいん</sup>等は職員<sup>し</sup>の指示<sup>し</sup>に従<sup>したが</sup>って行動<sup>こうどう</sup>してください。

なお、<sup>ほうてい</sup>法廷<sup>ぼうげん</sup>で暴言<sup>ぼうこう</sup>、暴行<sup>たふおんとう</sup>その他<sup>げんどう</sup>不穏当<sup>はつげんていし</sup>な言動<sup>はつげんていし</sup>があったときは、<sup>はつげんていし</sup>発言停止<sup>はつげんていし</sup>や退廷<sup>たいてい</sup>を命<sup>めい</sup>ぜられたり、<sup>ばあい</sup>場合<sup>ばあい</sup>によっては、<sup>かりやう</sup>過料<sup>かんち</sup>や監置<sup>けいばつ</sup>、<sup>しよばん</sup>刑罰<sup>う</sup>などの処分<sup>う</sup>を受けることがあります。

- (7) <sup>ぼうちやうにん</sup>傍聴人<sup>こうだん</sup>と交談<sup>こうだん</sup>したり、<sup>ぶつびんまた</sup>物品<sup>ぶんしょ</sup>又は文書<sup>じゅじゆ</sup>を授受<sup>きんし</sup>したりすることは禁止<sup>きんし</sup>します。

## 9 <sup>しゅつしよ</sup>出所

- (1) <sup>こうりゆう</sup>勾留<sup>とりけ</sup>の取消<sup>こうりゆう</sup>し、<sup>しつこうていし</sup>勾留<sup>ほしゃく</sup>の執行<sup>けつてい</sup>停止<sup>また</sup>、<sup>こうりゆう</sup>保釈<sup>また</sup>などの決定<sup>こうりゆう</sup>があったとき、又は勾留<sup>また</sup>期間<sup>こうりゆう</sup>が満了<sup>まんにやう</sup>したときは、<sup>しよてい</sup>所定<sup>てつづきしゅうりやうご</sup>の手続<sup>ただ</sup>終了<sup>しゃくほう</sup>後<sup>ただ</sup>、<sup>しゃくほう</sup>直ち<sup>しゃくほう</sup>に釈放<sup>しゃくほう</sup>します。

- (2) <sup>むざい</sup>無罪<sup>めんそ</sup>、<sup>けい</sup>免訴<sup>めんじよ</sup>、<sup>けい</sup>刑<sup>けい</sup>の免除<sup>しつこうゆうよ</sup>、<sup>こうそききやく</sup>刑<sup>ぼつきん</sup>の執行<sup>かりやう</sup>猶予<sup>いわた</sup>、<sup>いわた</sup>公訴<sup>いわた</sup>棄却<sup>いわた</sup>、<sup>いわた</sup>罰金<sup>いわた</sup>、<sup>いわた</sup>科料<sup>いわた</sup>などの言渡<sup>いわた</sup>しを受けたときは<sup>しゃくほう</sup>釈放<sup>しゃくほう</sup>となりますが、<sup>しせつ</sup>いったん施設<sup>しせつ</sup>に戻<sup>もど</sup>って、<sup>ほかん</sup>保管<sup>ほかん</sup>してある<sup>ほかん</sup>領置<sup>りやうちきんびん</sup>金品<sup>じゅりやうてつづき</sup>の受領<sup>じゅりやうてつづき</sup>手続<sup>じゅりやうてつづき</sup>をするようにしてください。

- (3) <sup>ざいしよちやう</sup>在所<sup>じどうしゃうんてんめんきょしやう</sup>中に自動車<sup>ゆうこうきげん</sup>運転<sup>き</sup>免許<sup>き</sup>証<sup>ばあい</sup>の有効<sup>しゅつしよじ</sup>期限<sup>ざいしよ</sup>が切れた場合は、<sup>ざいしよ</sup>出所<sup>ざいしよ</sup>時に「在所<sup>ざいしよ</sup>証明<sup>しやうめいしよ</sup>書<sup>しやうめいしよ</sup>」の交付<sup>こうふ</sup>を受け、<sup>う</sup>出所<sup>う</sup>後に<sup>しゅつしよご</sup>更新<sup>こうしんてつづき</sup>手続<sup>こうしんてつづき</sup>をすることができます。

- (4) <sup>ざいしよちやう</sup>在所<sup>がいこくじんとうろくしやうめいしよ</sup>中に外国人<sup>きりかえび</sup>登録<sup>けいか</sup>証明<sup>ばあい</sup>書<sup>しゅつしよじ</sup>の切替<sup>ざいしよ</sup>日が経過<sup>ざいしよ</sup>した場合は、<sup>ざいしよ</sup>出所<sup>ざいしよ</sup>時に「在所<sup>ざいしよ</sup>証明<sup>しやうめいしよ</sup>書<sup>しやうめいしよ</sup>」の交付<sup>こうふ</sup>を受け、<sup>う</sup>出所<sup>う</sup>後に<sup>しゅつしよご</sup>更新<sup>こうしんてつづき</sup>手続<sup>こうしんてつづき</sup>をすることができます。

## 第11 余暇活動の援助等

### 1 自己契約作業

自己契約作業とは、外部の事業者との請負契約により物品の製作その他の作業を行う制度です。

なお、自己契約作業を提供する外部の事業者は、当所で選定します。

- (1) 自己契約作業の内容は、居室内での内職的な単純作業であり、余暇時間帯に行うことができます。
- (2) 自己契約作業を行った場合は、外部の事業者から報酬として賃金が支払われるので、賃金は差入れという形で領置金に組み入れます。
- (3) 自己契約作業を希望する場合は、その旨を職員に申し出てください。
- (4) 自己契約作業を始めた場合は、自分の都合で勝手にやめることはできません。
- (5) 当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、自己契約作業を認めないことがあります。

### 2 ラジオ放送等

余暇時間帯の援助として、あらかじめ定められたラジオ番組を放送するほか、第8「書籍等の閲覧」の2「備付書籍」に記載しているとおり、備付書籍の貸与を受けることができます。

だい がいぶこうつう  
第12 外部交通

1 めんかい  
面会

ほうれい きてい きんし ばあい のぞ がいぶ もの いてい じょうけん もと  
法令の規定により禁止される場合を除き、外部の者と、一定の条件の下で、  
めんかい  
面会することができます。

べんごにんまた べんごにん もの い か べんごにんとう いがい  
なお、弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）以外  
もの めんかい げんそく しょくいん めんかい た あ  
の者との面会については、原則として、職員が面会に立ち会います。

(1) めんかい いちじていしおよ しゅうりょう  
面会の一時停止及び終了

めんかい ばあい ひしゅうようしやまた めんかい あいてかた つぎ  
面会する場合において、被収容者又は面会の相手方が次のア～カのいずれ  
かに該当する行為又は発言をするときは、その行為若しくは発言を制止し、  
また めんかい いちじていし いちじていし ばあい めんかい けいぞく  
又はその面会を一時停止するほか、一時停止した場合において、面会を継続  
させることが適当でないと認めるときは、その面会を終了させます。

ア どうしょ さだ めんかい じかん かいすう にんずうとう せいげん いはん こうい  
当所が定めている面会の時間・回数・人数等の制限に違反する行為

イ どうしょ きりつおよ ちつじょ がい こうい  
当所の規律及び秩序を害する行為

ウ あんごう しょう た りゆう しょくいん りかい ないよう はつげん  
暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できない内容の発言

エ はんざい じっこう きょうぼう また そそのか ないよう はつげん  
犯罪の実行を共謀し、おあり、又は唆す内容の発言

オ どうしょ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう はつげん  
当所の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれのある発言

カ ざいしょう いんめつ けっか しょう はつげん  
罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのある発言

(2) めんかい かん せいげん  
面会に関する制限

ア めんかい うけつけ  
面会の受付

めんかい うけつけじかん きゅうじつとう のぞ げんそく つぎ およ  
面会の受付時間は、休日等を除き、原則として、次の（ア）及び（イ）  
のとおりです。ただし、べんごにんとう めんかい きゅうじつ やかん おこな  
弁護人等の面会は、休日や夜間に行うこともあり

ます。

(ア) 午前8時30分から午前11時30分まで

(イ) 午後零時30分から午後4時まで

イ 面会の回数・時間・人数

面会することができる回数・時間は、1日につき1回、1回につき30分で、同時に面会できる人数は三人までです。ただし、弁護人等との面会は、原則として執務時間中に限りませんが、時間・回数の制限はありません。

当日に面会の申出が多い場合等は、面会時間を短縮することがあるので、大事なことは先に要領よく話してください。

(3) その他

ア 原則として、面会室への保管私物の携行は認めません。ただし、弁護人等との裁判の打合せなど、面会のときに書類等を携行する必要がある場合は、あらかじめ職員に申し出て、願箋を提出して許可を受ければ携行することができます。

イ 聴覚等の障害により手話での面会を希望する場合は、関係機関との調整等が必要なので、面会を希望する日のおおむね2週間以上前までに、その旨を職員に申し出てください。

2 信書の発受

法令の規定により信書の発受が禁止される場合を除き、外部の者と、一定の条件下で、信書を発受することができます。

(1) 信書の検査

発受する信書は、その内容を検査しますが、次のア～ウいずれかに該当する信書については、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行います。

ア 弁護士等から受ける信書

イ 国又は地方公共団体の機関から受ける信書

ウ 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。）から受ける信書

(2) 信書の内容による差止め等

発受する信書を検査した結果、その全部又は一部が次のア～カのいずれかに該当するときは、その発受を差止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することがあります。

ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できない内容のものであるとき。

イ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

ウ 発受によって、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

カ 発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

(3) 信書に関する制限

ア 作成要領

(ア) 信書の用紙は、原則として、郵便書簡、はがき又は便箋を使用し、信書の封筒は、一重のものを使用してください。

(イ) 便箋を使用して信書を作成する場合は、7枚以内で作成してください。

(ウ) 便箋には、1罫線に1行、1行の字数はおおむね30字（横書き用の便箋はおおむね25字）、1枚当たりの字数は400字程度で記載してください。

(エ) 筆記具は、黒色又は青色のボールペンを使用してください。

(オ) 信書は、自分で記載してください。

なお、自分で記載できない場合は、職員が代筆するので、その旨を職員に申し出てください。

イ 発信の申請日

(ア) 信書（電報も含む。）は、休日等を除く毎日、2通まで発信申請することができます。ただし、弁護人等に対する発信書、宮城刑務所刑事施設視察委員会に対して提出する発信書、不服申立てに係る発信書等については、通数を制限しません。

(イ) 発信申請の時間帯は、原則として午前中とします。

ウ 発信の方法

郵便及び電報による方法で発信することができます。ただし、電報については、弁護人等に対する発信又は緊急性が認められる場合の発信のみに限られます。

(4) 発信に要する費用

信書の発信に要する費用は、原則として自己負担ですが、自己負担することができない場合において、発信の目的に照らして相当と認めるときは、国が費用を負担します。

(5) 発受を禁止した信書の取扱い

信書の発受を禁止し、若しくは差し止め、又は信書の一部を削除し、若しくは抹消した場合は、当該信書等（以下「発受禁止信書等」という。）を釈放の際に引き渡しますが、引渡しにより当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがある場合は、引き渡しません。

(6) 発信における留意事項

ア 発信の住所は、次のとおりです。

(ア) 宮城刑務所

〒984-8523 宮城県仙台市若林区古城2丁目3番1号

(イ) 仙台拘置支所

〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城2丁目2番1号

(ウ) 石巻拘置支所

〒986-0874 宮城県石巻市双葉町3番48号

(エ) 古川拘置支所

〒986-6174 宮城県大崎市古川千手寺町2丁目2番2号

(7) その他

ア 氏名とともにきちんと住所を封皮に記載してください。

なお、理由があつて住所を記載できない場合は、その旨を職員に申し

で  
出てください。

イ 発信を申請する信書は、封をしないで提出してください。

ウ 信書に絵画を記載したい場合、信書に通信文以外の物を同封したい場合、  
特定記録や書留等で発信したい場合は、その旨を職員に申し出てください。

エ 他の施設から移送となった場合は、2週間以内に限り、発信の申請日及  
び通数の制限によらないで、親族宛てに移送となった旨の信書を1通のみ  
発信申請することができます。

オ 受信のうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置  
の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、  
引き渡すことが不相当である場合は、その物品の提示その他の方法により  
その内容を了知させ、その後領置します。

### 3 外国語による面会等

面会、信書の発受等は、原則として、日本語を使用しなければなりません、  
相手方が日本語を使用できない場合は、外国語を使用することができます。た  
だし、この場合において、発言又は信書の内容を確認するため通訳又は翻訳が  
必要であるときは、その費用を自己負担させることがあります。

だい しょうぼつ  
第13 賞罰

1 褒賞

つぎ 次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合は、褒賞します。

- (1) 人命を救助したとき。
- (2) 地震、火災その他の災害に際し、応急の用務に服して、功労があったとき。
- (3) 賞揚に値する行為をしたとき。

2 懲罰

じゅんしゆじこう いはん また しょくいん しじ したが ばあい ちょうぼつ か  
遵守事項に違反し、又は職員の指示に従わなかつた場合は、懲罰を科すこ  
とがあります。

(1) 懲罰の種類

ちょうぼつ しゅるい つぎ  
懲罰の種類は、次のア～エのとおりです。

ア 戒告

イ 自弁の物品の使用又は撮取の一部又は全部の15日以内の停止

ウ 書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

エ 30日以内（特に情状が重い場合は、60日以内）の閉居

なお、イ及びウの懲罰は併せて科すことがあります。

(2) 閉居罰の内容

へいきよぼつ ないよう つぎ こうい ていし きよしつない きんしん  
閉居罰においては、次のア～カの行為を停止し、居室内において謹慎する

こととなります。

ア 自弁の物品を使用し、又は撮取すること。

イ 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被收容者と共に宗教上の  
教誨を受けること。

ウ 書籍等を閲覧すること。

エ 自己契約作業を行うこと。

オ 面会すること。

カ 信書を発受すること。

(3) 反則行為の調査

反則行為（懲罰を科せられるべき行為）をした疑いがある場合は、反則  
行為の有無等について、調査をします。

なお、調査をするため必要があるときは、身体、着衣、所持品及び居室を  
検査するほか、所持品を取り上げて一時保管することがあります。

(4) 懲罰を科する手続

反則行為の調査をした結果、懲罰を科することが相当と判断した場合は、  
懲罰審査会を開催し、弁解の機会を与えます。

懲罰審査会に出頭して口頭で弁解することができますが、口頭で弁解す  
ることに代えて、出頭せずに、弁解を記載した書面を提出するか、補佐する  
職員が弁解を録取する方法により弁解することもできます。

なお、懲罰審査会の開催に当たっては、その前日までに弁解すべき日時又  
は期限及び懲罰の原因となる事実の要旨を記載した書面を交付するので、  
必ずその内容をよく読み、弁解の内容をまとめてください。

(5) 国庫帰属

反則行為の調査をするため、所持品を取り上げて一時保管していた場合に

において、当所の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、当該物品を  
国庫に帰属させることがあります。

(6) 懲罰における留意事項

ア 閉居罰を科した場合は、別途「閉居受罰者の心得」を貸与するので、その  
内容をよく読んで生活してください。

イ 反則行為の内容が刑罰法令に抵触する場合は、事件送致、告訴、告発等  
の措置を執ることがあります。

だい  
第14 不服申立て

1 審査の申請及び再審査の申請

(1) 審査の申請

つぎ 次のア～タに掲げる刑事施設の長の措置に不服がある場合は、書面で、  
とうがいしせつ かんかつ きょうせいかんく ちょう たい しんさ しんせい  
当該施設を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができます。  
す。

なお、審査の申請は、審査の申請をすることができる措置の告知があった  
ひ よくじつ きさん にちない  
日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。ただし、天災そ  
の他上記期間内に審査の申請をできなかったことについてやむを得ない理由  
があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、  
しんさ しんせい  
審査の申請をすることができます。

ア じゅけいしゃいがい ひしゅうようしゃ かか じべん ぶつびん しようまた せつしゅ ゆる  
受刑者以外の被収容者に係る自弁の物品の使用又は撮取を許さない  
しょぶん  
処分

イ りょうちきん しよう ゆる しょぶんまた ほかんしぶつ も りょうちきんびん た もの  
領置金の使用を許さない処分又は保管私物若しくは領置金品の他の者へ  
こうふ ゆる しょぶん  
の交付を許さない処分

ウ しめいいい しんりょう う ゆる しょぶんまた しめいいい しんりょう  
指名医による診療を受けることを許さない処分又は指名医による診療  
ちゅうし  
の中止

エ ひとり おこな しゅうきょうじょう こうい きんしたた せいげん  
一人で行う宗教上の行為の禁止又は制限

オ じべん しょせきとう えつらん きんしたた しゅとく しんぶんし はんいおよ  
自弁の書籍等の閲覧の禁止又は取得することができる新聞紙の範囲及び  
しゅとくほうほう せいげん  
取得方法の制限

カ じべん しょせきとう けんさ ひつよう ほんやくひよう ふたん しょぶん  
自弁の書籍等の検査に必要な翻訳費用を負担させる処分

キ 刑事施設の規律及び秩序の維持のため又はその者を保護するための隔離

ク 釈放の際の作業報奨金の支給に関する処分

ケ 障害手当金の支給に関する処分

コ 特別手当金の支給に関する処分

サ 信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

シ 釈放の際に発受禁止信書等の全部若しくは一部又は複製の引渡しをしない処分

ス 外国語による面会等の通訳費用又は信書の発受の翻訳費用を負担させる処分

セ 懲罰

ソ 反則行為に係る物を国庫に帰属させる処分

タ 反則行為の調査のための隔離

## (2) 再審査の申請

審査の申請の裁決に不服がある場合は、書面で、法務大臣に対し、再審査の

申請をすることができます。

なお、再審査の申請は、審査の申請についての裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

## 2 事実の申告

### (1) 矯正管区の長に対する事実の申告

自己に対する刑事施設の職員の行為であって、次のア～ウに掲げるものが

あった場合は、書面で、当該施設を管轄する矯正管区の長に対し、その事実

を申告することができます。

なお、矯正管区の長に対する事実の申告は、その申告に係る事実があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

ア 身体に対する違法な有形力の行使

イ 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

ウ 違法又は不当な保護室への収容

(2) 法務大臣に対する事実の申告

矯正管区の長に対する事実の申告の結果の通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、書面で、法務大臣に対し、上記(1)のア～ウの事実を申告することができます。

なお、法務大臣に対する事実の申告は、矯正管区の長に対する事実の申告の結果の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

### 3 苦情の申出

(1) 法務大臣に対する苦情の申出

自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができます。

(2) 監査官に対する苦情の申出

自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、1年に1回以上当所の実地監査を行う監査官に対し、苦情の申出をすることができます。

(3) 刑事施設の長に対する苦情の申出

自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭

又は書面で、刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができます。

4 不服申立てにおける留意事項

(1) 審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長に対する事実の申告及び法務

大臣に対する事実の申告の作成・発送・中止の受付は、平日、休日及び矯正

指導日を問わず、午前8時30分から午後3時まで、取下げ・取下書の発送の

受付は、平日の願回事受付時のみです。

(2) 法務大臣に対する苦情の申出及び刑事施設の長に対する苦情の申出の

作成・発送・提出・中止・取下げ、取下書の発送の受付は、平日の願回事受付時

のみです。

(3) 書面で不服申立てを行う場合は、所定の用紙を交付し、作成要領を記載し

た説明書を貸与するので、その内容をよく読んで作成してください。

また、秘密を保持するための保管用封筒を貸与するので、作成中の用紙は、

その封筒に入れて保管してください。

(4) 書面を作成するに当たり、自分で書くことができない場合は、希望により

職員が代筆するので、その旨を職員に申し出てください。

(5) 刑事施設の長に対する口頭による苦情の申出については、原則として、

刑事施設の長に代えて、刑事施設の長以外の幹部職員が苦情の内容を

聴取します。

(6) 監査官に対する苦情の申出については、当所の実地監査が行われる場合に、

その受付方法等<sup>うけつけほうほうとう</sup>について、別途告知<sup>べつとこくち</sup>します。

## 5 その他<sup>た</sup>

法律<sup>ほうりつ</sup>に基づく不服<sup>もと</sup>申立<sup>ふふくもうした</sup>て以外の<sup>いがい</sup>、弁護士会<sup>べんごしかい</sup>に対する人権救済<sup>たい</sup>申立<sup>じんけんきゅうさいもうした</sup>て、法務局<sup>ほうむきょく</sup>への人権救済<sup>じんけんきゅうさいしんこく</sup>申告<sup>そうさきかん</sup>、捜査機関<sup>たい</sup>に対する告訴<sup>こくそ</sup>・告発<sup>こくはつ</sup>、裁判所<sup>さいばんしょ</sup>への訴訟<sup>そしょう</sup>の提起<sup>ていきとう</sup>等については、通常<sup>つうじょう</sup>の信書<sup>しんしょ</sup>の発信<sup>はっしん</sup>手続<sup>てつづき</sup>と同様<sup>どうよう</sup>であり、あらかじめ<sup>もうしで</sup>申出<sup>ひつよう</sup>をする必要<sup>ひつよう</sup>はありませんが、閉居罰<sup>へいきよばつ</sup>を科<sup>か</sup>されている場合<sup>ばあい</sup>は、信書<sup>しんしょ</sup>の発受<sup>はつじゅ</sup>が停止<sup>ていし</sup>となるため、許可<sup>きよか</sup>を得<sup>え</sup>る必要<sup>ひつよう</sup>があります。

## だい 第15 その他

### 1 けいじしせつしきついいんかい 刑事施設視察委員会

けいじしせつしきついいんかい けいじしせつ お ぎょうせいきかん お  
刑事施設視察委員会とは、刑事施設ごとに置かれる行政機関であり、その置  
かれたけいじしせつしきつ うんえい かん けいじしせつ ちょう たい いけん の  
刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べ  
る機関です。

とうしょ みやぎけいむしよしきついいんかい お ほうむだいじん にんめい べんごし  
当所には、宮城刑務所視察委員会が置かれており、法務大臣が任命した弁護士  
とう ほうりつかんけいしゃ いし がくしゃとう だいさんしゃ こうせい めいいない いいん そしき  
等の法律関係者、医師、学者等の第三者から構成される10名以内の委員で組織  
しています。

#### (1) いいん による めんせつ 委員による面接

めんせつ いいん もと じっし ばあい いいん めんせつ きぼう もの  
面接は、委員が求めて実施する場合と、委員との面接を希望している者の  
なか えら じっし ばあい  
中から選ばれて実施する場合があります。

いいん めんせつ きぼう ばあい ね ぎさい がんせん ていしゅつ  
委員との面接を希望する場合は、その旨を記載した願箋を提出してくださ  
い。

がんせん ていしゅつ かなら めんせつ じっし  
なお、願箋を提出したからといって、必ず面接が実施されるわけではな  
く、また、いいん めんせつ もと かなら めんせつ おもむ  
委員から面接を求められたからといって、必ず面接に赴かなけれ  
ばならないものでもありません。

#### (2) しょめん ていしゅつ 書面の提出

みやぎけいむしよしきついいんかい たい しょめん とうしょ うんえい かん いけん ていあん  
宮城刑務所視察委員会に対して、書面で、当所の運営に関する意見や提案  
の  
を述べることができます。

しょめん きょしつそなえつ しょてい ようし また じべん びんせん ないよう きさい  
書面は、居室備付けの所定の用紙(3枚)又は自弁の便箋にその内容を記載  
してさくせい しようし へ ばあい へいじつ ねがいごとうけつけじ  
作成することができます。用紙が減った場合は、平日の願い事受付時に

職員に用紙の交付を職員に申し出て下さい。

また、書面投函時等に、提案箱付近に備え付けてある用紙を居室内で所持できる範囲内で持ち出すことができます。

用紙は、居室に備え付けられたファイルで保管し、書き損じた用紙は、職員が見ても内容が分からないよう、自分で破るなどして居室内のゴミ箱に捨てて下さい。

文書の書き方が分からない人や文字が書けない人などは、職員に書面の作成支援を依頼することができます。依頼する場合は、平日の願い事受付時に一般願箋で申し出て下さい。支援する職員は、書面の内容について口外したり、記録に残したりすることはありません。

なお、書面の提出は、当所の所定の場所に設置している提案箱に自ら投函する方法か、宮城刑務所視察委員会宛てに発信する方法があります。

おって、いずれの方法であっても検査はしません。

発信する場合の宛先は、次のとおりです。

〒984-8523 宮城県仙台市若林区古城2丁目3番1号

みやぎけいむしよしきついいんかい 宛て

## 2 国民年金制度

### (1) 国民年金制度

ア 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、国民年金の被保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き、施設収容中であっても、保険料の納付や各種届出をする義務があるので、各自で必要な手続を行ってください。

なお、年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は、最長70歳までの間、任意加入して保険料を納めることができます。

イ 国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障害を負ったときのための障害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があります。

なお、令和元年10月から、国民年金の受給者のうち、一定の所得の範囲内にある者については、所定の請求手続を行えば、年金生活者支援給付金を受給できます（ただし、刑又は保護処分の執行等を受ける間は受給できません。）。

ウ 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざという

きの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があるの  
で、必ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合は、次の(2)「保険料  
免除制度等」に記載している手続を行ってください。

エ 保険料は、納付期限(翌月末日)から2年以内であれば納付することができます。

オ 住民登録がない被收容者については、刑事施設の長による在所  
証明書を添付することにより、住民登録を行わなくても、届出などの  
手続を行うことができます。

なお、住民登録がない被收容者については、刑事施設の所在地を住所  
として住民登録する手続を行うことも可能です。

## (2) 保険料免除制度等

ア 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている  
場合等は、届出によって、保険料納付の免除が受けられます。(法定免除)  
また、出産を行った場合(予定を含む。)は、届出により一定期間、保険料  
の免除が受けられるほか(産前産後免除)、所得が少ないなどの理由で  
保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則として、住民登録をし  
ている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の  
免除が認められる場合があるので、必要な者は各自手続を行ってください  
(申請免除)。

なお、通常、住民登録がない期間については申請免除の対象となりま  
せんが、刑事施設の長による在所証明書を添付して手続を行うことによ  
り、刑事施設への收容期間については申請免除の対象となります。ただ

し、その場合は、刑事施設の所在地を管轄する年金事務所等へ免除申請書を提出してください。

イ 免除申請の手続には所得審査があるところ、所得が少ないことを理由に申請免除の手続を行う場合は、市区町村に対する税の申告が行われていることが必要ですが、平成26年10月1日から、税の申告が行われていない場合であっても所得の申立書を添付することで申請免除の手続が可能となりました。

また、所得がない場合は、所得の申立書の添付は不要です。

なお、保険料納付の免除は、所得基準や失業等を理由として認められませんが、刑事施設に収容されたことは免除要件には該当しません。

ウ 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される場合と保険料の一部が免除される場合があります。

エ 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われるので、注意してください。

オ 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得により行われます。

カ 世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えると、申請免除が受けられませんが、30歳未満の者(平成28年7月以降は50歳未満の者)については、世帯主の所得にかかわらず保険料納付の猶予が認められる場合があります(納付猶予)。

また、納付猶予の申請手続については、ア及びイの免除申請の手続と同様です。

キ 申請免除と納付猶予の承認期間については、7月から翌6月までですが、過去2年分まで遡及して申請することができます。

ク 申請免除及び納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。ただし、全額免除及び納付猶予に限っては、翌年度以降も免除又は猶予の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略できる場合があります。

なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査において、税の申告が行われていない場合は、年金事務所等から所得の申立書を提出するよう求められます。

また、住民登録が行われていない場合は、年金事務所等から在所証明書の提出を求められます。

ケ 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができます。

コ 収容中に在所証明書を添付した上で各種手続を行った者については、社会復帰した後、市区町村役場等において、速やかに住所登録の手続を行う必要があります（市区町村役場等で住民登録が行われることにより、年金事務所で管理する住所も自動的に変更が行われます。）。

なお、社会復帰した後に、遡って申請免除の手続を行うに当たっては、在所証明書を添付することにより、住民登録が行われておらず、刑事施設に収容されていた期間も申請免除の対象となります。

(3) 支給停止等の届出について

ア 20歳前傷病による障害基礎年金については、刑又は保護処分<sup>けいまた ほごしょぶん しつこう</sup>の執行

とう けいじせつしゅうようちゅう しきゅうていし じゅきゅうしゃ こくみんねんきんじゅ  
等により刑事施設収容中は支給停止となるため、受給者は「国民年金受  
給権者支給停止事由該当届」の提出が必要です。

しきゅうていし とどけで じゅきゅう つづ ごじつ さかのぼ しきゅうていし  
支給停止の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って支給停止  
おこな あやま しきゅう がく へんかん もとめ  
が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなることから、  
がいとう ばあい ひつよう とどけで おこな  
該当する場合には、必要な届出を行ってください。

しゅつしよご ふたた じゅきゅう てつづき ねんきんじむしょ  
なお、出所後に再び受給するための手続については、年金事務所のお  
きゃくさまでんしつまた しちょうそん まどぐち かくにん  
客様相談室又は市町村の窓口で確認することができます。

イ とくべつしょうがいきゅうふきん けい しっこうとう じゅきゅうしかく しょうめつ  
特別障害給付金については、刑の執行等により受給資格が消滅するた  
め、受給者は「特別障害給付金受給資格消滅届」の提出が必要です。

しかくしょうめつ とどけで じゅきゅう つづ ごじつ さかのぼ しかく  
資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って資格  
しょうめつ おこな あやま しきゅう がく へんかん もとめ  
消滅が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなること  
から、がいとう ばあい ひつよう とどけで おこな  
該当する場合には、必要な届出を行ってください。

しゅつしよご ふたた じゅきゅう てつづき しちょうそん まどぐち  
なお、出所後に再び受給するための手続については、市町村の窓口で  
かくにん  
確認することができます(所定の手続を行った翌月分から支給されるため、  
しゅつしよご すみ てつづき おこな  
出所後、速やかに手続を行ってください。)

ウ ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきん けいまた ほ ごしよぶん しっこうとう じゅきゅう  
年金生活者支援給付金については、刑又は保護処分の執行等により受給  
しかく しょうめつ じゅきゅうしゃ ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきんふしきゅうじゅう  
資格が消滅するため、受給者は「年金生活者支援給付金不支給事由  
がいとうとどけ ていしゅつ ひつよう  
該当届」の提出が必要です。

しかくしょうめつ とどけで じゅきゅう つづ ごじつ さかのぼ しかく  
資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って資格  
しょうめつ おこな あやま しきゅう がく へんかん もとめ  
消滅が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなること  
から、がいとう ばあい ひつよう とどけで おこな  
該当する場合には、必要な届出を行ってください。

しゅつしよご ふたた じゅきゅう てつづき ねんきんじむしょ  
なお、出所後に再び受給するための手続については、年金事務所のお

きゃくさまそうだんしつ かくにん  
お客様相談室で確認することができます（所定の手続を行った翌月分から  
しきゅう しゅっしょご すみ てつづき おこな  
支給されるため、出所後、速やかに手続を行ってください。）。

(4) みやぎけいむしょ かんかつ ねんきんじむしょとう  
宮城刑務所を管轄する年金事務所等

〒982-8531 みやぎけんせんたいしはいはくながまちなみ  
宮城県仙台市太白区長町南 1-3-1

せんだいみなみねんきんじむしょ こくみんねんきんか  
仙台南年金事務所 国民年金課

(5) その他

ねんきん ふめい てん ばあい どうしょ  
年金について不明な点がある場合は、当所において閲覧資料を備え付ける  
などしており、また、ほけんりょうのうふ ねんきんみこみがくしさん ほんにん ねんきんきろくとう  
保険料納付や年金見込額試算など、本人の年金記録等に  
もとづく そうだん きぼう ばあい もよ ねんきんじむしょ しょくいん しどうとう う  
基づく相談を希望する場合は、最寄りの年金事務所の職員による指導等を受  
けることもできるので、その旨を職員に申し出てください。

3 こくみんけんこうほけんとう ほけんりょう げんめん  
国民健康保険等の保険料の減免

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしゃいりょうおよ かいごほけん かにゆう もの けいじしせつ  
国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に加入している者が刑事施設に  
しゅうよう ばあい こくみんけんこうほけんとう ほけんりょう ぜいほうしきさいよう ばあい  
収容されている場合は、国民健康保険等の保険料（税方式採用の場合における  
こくみんけんこうほけんぜい ふく げんめん しちょうそんとう げんめん う  
国民健康保険税を含む。）を減免している市町村等があるので、減免を受けたい  
ときは、かくじ しちょうそんやくぼとう げんめんせいど うむ ひつよう てつづきとう かくにん  
各自で市町村役場等に減免制度の有無や必要な手続等を確認してくだ  
さい。

4 うんでんめんきょしつこうてつづき  
運転免許失効手続

(1) けいじしせつ しゅうよう あいだ うんでんめんきょ しつこう ばあい しつこう  
刑事施設に収容されている間に運転免許が失効した場合であって、失効

びから6か月以内に出所するときは、失効日から6か月を超える日より前に

申請すれば、学科試験及び技能試験が免除されます。

(2) 刑事施設に収容されている間に運転免許が失効した場合であって、失効

日から6か月を超えて3年以内に出所するときは、出所してから1か月

以内に申請すれば、学科試験及び技能試験が免除されます。

なお、出所してから1か月以内に申請する場合であっても、申請前に

失効日から3年を超えると、全ての試験を再受験しなければならないので、

特に注意してください。

(3) 刑事施設に収容されている間に運転免許が失効した場合であって、

失効日から3年を超えて出所するときは、全ての試験を再受験しなければな

りません。

べつし  
別紙 1 - 1

どうさじげんひょう せんだいこうちししよ  
動作時限表 (仙台拘置支所)

どうさ 動作	ようび 曜日	へいじつ 平日	きゅうじつとう きょうせいしどうび 休日等・矯正指導日
きしよう 起床		7 : 30	8 : 00
あさてんけん 朝点検		7 : 40	8 : 10
ちようしよく 朝食		7 : 45	8 : 15
しつないうんどう 室内運動		11 : 40 ~ 11 : 55	11 : 40 ~ 11 : 55
ちゆうしよく 昼食		12 : 00	12 : 00
しつないうんどう 室内運動		15 : 45 ~ 16 : 00	15 : 45 ~ 16 : 00
ゆうてんけん 夕点検		16 : 05	16 : 05
ゆうしよく 夕食		16 : 15	16 : 15
かりしゆうしん 仮就寝		18 : 30	18 : 30
しゆうしん 就寝		21 : 00	21 : 00

ちゆう じようきひょう かん りゆういじこう  
注 上記表に関する留意事項

- 1 動作時限は、標準的なもので、運動、入浴等により時間を変更することがあります。
- 2 矯正指導日とは、受刑者の作業を行わない日のことです。

べつし  
別紙 1 - 2

どうさじげんひょう いしのまきこうちししよ あるかわこうちししよ  
動作時限表 (石巻拘置支所・古川拘置支所)

どうさ 動作	ようび 曜日	へいじつ 平日	きゅうじつとう きょうせいしどうび 休日等・矯正指導日
きしやう 起床		7 : 3 0	8 : 0 0
あさてんけん 朝点検		7 : 4 0	8 : 1 0
ちやうしよく 朝食		7 : 4 5	8 : 1 5
ちゆうしよく 昼食		1 2 : 0 0	1 2 : 0 0
ゆうてんけん 夕点検		1 6 : 2 0	1 6 : 2 0
ゆうしよく 夕食		1 6 : 3 0	1 6 : 3 0
かりしゆうしん 仮就寝		1 8 : 3 0	1 8 : 3 0
しゆうしん 就寝		2 1 : 0 0	2 1 : 0 0

ちゆう じやうきひやう かん りゆういじこう  
注 上記表に関する留意事項

- 1 どうさじげんは、ひやうじゆんてき ounどう にゆうよくとう じかん へんこう  
動作時限は、標準的なもので、運動、入浴等により時間を変更することがあります。
- 2 きやうせいしどうび じゆけいしや きぎやう おこな ひ  
矯正指導日とは、受刑者の作業を行わない日のことです。
- 3 べつと しつないうんどうじかん きだ  
別途、室内運動時間を定めています。

べっし  
別紙 2

せつすいこころえ  
節水心得

<p>せんがん 洗顔</p>	<p>1 洗顔をするときは、洗面器に溜めた水で行い、水を出し続けながら行ってはいけません。</p> <p>2 洗顔は、点検、食事及び就寝の時間以外の時間帯に行ってください。</p> <p>3 閉居罰を科されている場合は、起床時及び夕食終了後から就寝の時間までの間に行ってください。</p> <p>4 閉居罰における着座指定時間中の洗顔は認めないので、顔に汗をかいたときは、タオル又はハンカチで拭いてください。</p>
<p>てあら 手洗い</p>	<p>手洗いをするときは、蛇口の下に洗面器を置いた状態で水を出しながら行うこととしますが、水を出しながらであっても、その間に洗面器に溜まっていく水があふれるまで、水を出し続けてはいけません。</p>
<p>はみが 歯磨き等</p>	<p>1 うがいや口をゆすぐときは、コップに水を入れて水道の栓を閉めてから行い、水を出し続けながら行ってはいけません。</p> <p>2 歯を磨いている最中でも、水を出し続けてはいけません。</p> <p>3 歯ブラシを洗浄するときは、必要最小限の水で短時間に行い、水を勢いよく出してはいけません。</p>
<p>タオル およびハンカチ 洗い</p>	<p>1 タオルやハンカチを洗うときは、洗面器に溜めた水で行い、水を出し続けながら行ってはいけません。 なお、水の使用量は、洗面器1杯までとします。</p> <p>2 すすぎをするときは、洗いと同様に洗面器に溜めた水で行い、水の使用量も洗面器1杯までとします。</p>
<p>そうじ 掃除</p>	<p>1 雑巾を洗ったりするときは、バケツに溜めた水で行い、水を出し続けながら行ってはいけません。 なお、水の使用量は、バケツ3杯までとします。</p> <p>2 居室の便所を掃除するに当たっては、床に水をまいてはいけません。 なお、便器の縁や便器以外の場所を尿や便で汚し、便所に水をまいて掃除しなければならない場合は、その都度、職員の許可を得てから行ってください。</p>
<p>べんすい 便水</p>	<p>1 居室の便所で用便をして便水を流すときは、静かに少しずつ流し、勢いよく流したり、必要以上に流したりしてはいけません。</p> <p>2 便水を流し続けながら用便をしてはいけません。</p> <p>3 就寝から起床の時間までの間は、便水を流すことを禁止するので、便水用として、就寝前までにバケツに水を溜めて置き、これを使用して便を流してください。</p> <p>4 便水を他の用途に使用してはいけません。</p>
<p>しょっきあら 食器洗い</p>	<p>1 食器を洗うときは、ボールに溜めた水で行い、水を出し続けながら行って</p>

	<p>てはいけません。</p> <p>2 すすぎをするときは、蛇口の下にボールを置いた状態で水を出しながら行って差し支えありませんが、水を出しながらであっても、勢いよく出したり、必要以上に出し続けたりしてはいけません。</p> <p>3 食器洗い及びすすぎに、お茶を使用してはいけません。</p>
散水	<p>散水は、絶対に行ってはいけません。</p>
洗濯	<p>居室での洗濯は、絶対に行ってはいけません。ただし、職員の許可を得た場合に限り、居室でのつまみ洗いは認めます。</p> <p>なお、つまみ洗いをするときは、水を出しながら行って差し支えありませんが、水を出しながらであっても、勢いよく出したり、必要以上に出し続けたりしてはいけません。</p>
入浴	<p>1 入浴場に入った直後の腰掛けにかける湯、いわゆる捨て水は、禁止とします。</p> <p>2 浴槽の湯を使用して、浴槽に入る前に陰部を洗う場合及び身体にお湯を掛ける場合は、その使用量を洗面器2杯までとします。</p> <p>なお、洗面器の湯は、静かにゆっくりと陰部及び身体に掛けてください。</p> <p>3 浴槽の湯を使用して、頭髪及び身体の石けん等を流す場合は、その使用量を洗面器5杯までとします。</p> <p>なお、洗面器の湯は、静かにゆっくりと頭部及び身体に掛けてください。</p> <p>4 浴槽の湯を使用して、上がり湯をする場合は、その使用量を洗面器2杯までとします。</p> <p>なお、洗面器の湯は、静かにゆっくりと丁寧に身体に掛けてください。</p> <p>5 シャワー及び蛇口の湯水は、同時に使用してはいけません。</p> <p>6 シャワー及び蛇口の湯水を出し続けながら、頭髪及び身体を洗ってはいけません。</p> <p>7 入浴場でのタオル洗いの湯水の使用量は、洗面器1杯までとし、すすぎは洗面器2杯までとします。</p> <p>8 シャワーでのタオル洗い及びすすぎは、禁止とします。</p> <p>9 個室入浴場の浴槽に湯を張る場合は、浴槽から湯が溢れないようにしてください。</p> <p>10 入浴終了後、居室内でのタオル洗いの水の使用量は、洗面器1杯までとし、石けんを使用してはいけません。</p>
その他	<p>水で物を冷やしてはいけません。</p>

べつし  
別紙 3 - 1

たいよ いるいおよ しんぐ  
貸与する衣類及び寝具

くぶん 区分	ひんめい 品名	てきよう 摘要
いるい 衣類	ながそでじょうい 長袖上衣	
	はんそでじょうい 半袖上衣	だんし かぎ 男子に限る。
	ズボン	
	スラックス	じょし かぎ 女子に限る。
	はん 半ズボン	ハーフパンツを <small>みく</small> む。女子は、キュロ ットを含む。
	スカート	じょし かぎ 女子に限る。
	ワンピース	じょし かぎ 女子に限る。
	ほじょ 補助シャツ	だんし かぎ 男子に限る。
	チョッキ	
	カーディガン	じょし かぎ 女子に限る。
	ながそで 長袖ブラウス	じょし かぎ 女子に限る。
	はんそで 半袖ブラウス	じょし かぎ 女子に限る。
	ふゆ 冬シャツ	
	はんそで 半袖シャツ	
	しちぶそで 七分袖シャツ	じょし かぎ 女子に限る。
	ランニングシャツ	だんし かぎ 男子に限る。
	ブラジャー	じょし かぎ 女子に限る。
	スリッパ	じょし かぎ 女子に限る。
	ふゆ 冬ズボン下	
	あひ 谷ズボン下	
	パンツ	だんし かぎ 男子に限る。
	ショーツ・生理用シ ョーツ	じょし かぎ 女子に限る。
	はんなが 半長ズロース	じょし かぎ 女子に限る。
	パジャマ	
	なつ 夏パジャマ	じょし かぎ 女子に限る。
	ふゆくつした 冬靴下	あつて 厚手
	なつくつした 夏靴下	うすて 薄手
	ぼうかんい 防寒衣	
	あまい 雨衣	
	ぼうし 帽子	

くぶん 区分	ひんめい 品名
しんぐ 寝具	かけぶとん 掛布団
	しきぶとん 敷布団
	もうふ 毛布
	しきもうふ 敷毛布
	まくら 枕
	しきふ 敷布
	えりふ 襟布
	まくら 枕カバー

べっし  
別紙 3-2

たいよまた しきゅう にちようひんおよ ひっきぐ  
貸与又は支給する日用品及び筆記具

くぶん 区分	ひんめい 品名	てきよう 摘要
にちようひん 日用品	ちり紙 <sup>かみ</sup>	支給する。
	歯 <sup>は</sup> ブラシ	支給する。
	歯 <sup>はみが</sup> 磨き	支給する。
	つまようじ	支給する。
	石 <sup>せつ</sup> けん	支給する。
	石 <sup>せつ</sup> けん <sup>ようき</sup> 容器	貸与する。
	シャンプー	支給する。女子 <sup>じょし</sup> に限る。
	タオル	貸与する。
	くし	貸与する。ブラシ <sup>かき</sup> を含む。 女子 <sup>じょし</sup> に限る。
	ヘアピン	貸与する。女子 <sup>じょし</sup> に限る。
	髪 <sup>かみ</sup> 止め <sup>ど</sup> ゴム	貸与する。女子 <sup>じょし</sup> に限る。
	クリーム <sup>るい</sup> 類	支給する。女子 <sup>じょし</sup> に限る。
	かみそり	貸与する。
	せいりようひん 生理用品	支給する。妊産婦 <sup>にんさんぶ</sup> 用具 <sup>ようぐ</sup> を含む。 女子 <sup>じょし</sup> に限る。
	しよつき 食器	貸与する。
	はし 箸	貸与する。
	レンゲ	貸与する。
	コップ	貸与する。
	ざぶとん 座布団	貸与する。
	サンダル	貸与する。
うんどうぐつ 運動靴	貸与する。	
ひっきぐ 筆記具	えんぴつ 鉛筆	貸与する。
	け 消しゴム	貸与する。
	ボールペン	貸与する。

にちようひんとうひんもくひよう じべんいるいとう  
日用品等品目表 (自弁衣類等)

くぶん 区分	ひんめい 品名	こうにゅう 購入	さしい 差入れ	てきよう 適用
いるい 衣類	はだぎ <sup>うえ</sup> 肌着 (上)	○	○	まるくび <sup>とう</sup> 丸首, ランニング等
	ぼうかんはだぎ <sup>うえ</sup> 防寒肌着 (上)	○	○	メリヤスシャツ等
	はだぎ <sup>した</sup> 肌着 (下)	○	○	ブリーフ, パンティ等
	ショーツ・生理用ショーツ	○	○	じょし <sup>かぎ</sup> 女子に限る。 ズロースを含む。
	ズボン <sup>したるい</sup> 下類	○	○	メリヤスズボン, ステテコ等
	スリッパ	△	○	じょし <sup>かぎ</sup> 女子に限る。 シミーズ, キャミソールを含む。
	ブラジャー	○	○	じょし <sup>かぎ</sup> 女子に限る。 ワイヤーの入っているものを除く。
	くつした <sup>靴下</sup> 靴下	○	○	ふつうしはんひん 普通市販品
	タイツ	△	○	ふつうしはんひん 普通市販品 じょし <sup>かぎ</sup> 女子に限る。
	たび袋	△	○	ふつうしはんひん 普通市販品
	オーバー <sup>るい</sup> 類	△	○	コート・ジャンパー・ガウン (丈 は膝上に限る。) ひも, ベルト, 金具, フード付き を除く (衣類において同じ。)
	ようふくじょうい 洋服上衣	△	○	
	セーター <sup>るい</sup> 類	△	○	カーディガン等を含む。
	チョッキ	△	○	
	ズボン	△	○	はん 半ズボンを含む。
	ワンピース	△	○	じょし <sup>かぎ</sup> 女子に限る。
	ブラウス	△	○	どうじょう 同上
	スカート	△	○	どうじょう 同上
	スラックス (女子用)	△	○	どうじょう 同上
	シャツ	△	○	かいまん 開襟シャツ, ポロシャツ等上衣と して使用するもの。
たんぜん 丹前	△	○		
はおり 羽織	△	○	綿入りのもの(いわゆる「半てん」 を含む。)	
はらまき 腹巻	△	○	ひも付きのものを除く。	

		トレーニングウェア <sup>じょうぎ</sup> 上下		○	トレーナー、スウェット、 <sup>じんぺい</sup> 甚平、 作務衣 <sup>きむえ</sup> を含む。
	寝衣 <sup>しんい</sup>	パジャマ		○	
寝具類 <sup>しんぐるい</sup>		掛布団 <sup>かけふとん</sup>		○	カバー(160×220センチメートル以下のもの。)を含む。 羽毛 <sup>うもとう</sup> 等の検査 <sup>けんさ</sup> 不能 <sup>ふのう</sup> なもの <sup>のぞ</sup> を除く。 なお、身長 <sup>しんちよう</sup> 180センチメートル以上の者は、160×260センチメートル以下のものとする。
		敷布団 <sup>しきふとん</sup>		○	カバー(110×220センチメートル以下のもの。)を含む。 羽毛 <sup>うもとう</sup> 等の検査 <sup>けんさ</sup> 不能 <sup>ふのう</sup> なもの <sup>のぞ</sup> を除く。
		敷布 <sup>しきふ</sup>		○	ひも付きのもの <sup>のぞ</sup> を除く。
		襟布 <sup>えりふ</sup>		○	
		まくら		○	羽毛 <sup>うもとう</sup> 等の検査 <sup>けんさ</sup> 不能 <sup>ふのう</sup> なもの <sup>のぞ</sup> を除く。
		まくらカバー		○	ひも付きのもの <sup>のぞ</sup> を除く。
		毛布 <sup>もうふ</sup>		○	シングルサイズ(150×210センチメートル以下のもの。)二重 <sup>にじゅう</sup> のものは2枚 <sup>まい</sup> とみなす。
		タオルケット		○	毛布 <sup>もうふ</sup> の代用 <sup>だいよう</sup> (150×210センチメートル以下のもの。)として <sup>みと</sup> 認める。

別紙 4-2

日用品等品目表 (自弁衣類等)

くぶん 区分	ひんめい 品名	こうにゆう 購入	さしい 差入れ	てきよう 適用
しょくりようひん およ び いんりよう 飲料	べいはんるい 米飯類	○		ひる ゆうかく しょく 昼・夕各1食  まかく すうりようとう べつとしてい 規格, 数量等は別途指定する。 (1日700円以内とする。)
	ぱんるい パン類	○		
	めんるい めん類	○		
しこうひん 嗜好品	かし 菓子	○		
	あめるい あめ類	○		
	こおりもの かき 氷物 (夏季のみ)	○		
	そうざいるい 総菜類	○		
	ちようみりよう 調味料	○		
	こうしんりよう 香辛料	○		
	ちや 茶	○		
	こーひー コーヒー	○		
	こうちや 紅茶	○		
	ココア	○		
せいりよう いんりよう 清涼飲料 いんりよう 飲料	た しこう 他の嗜好	○		

にちようひんとうひんもくひょう じべんにちようひんとう  
日用品等品目表 (自弁日用品等)

くぶん 区分	ひんめい 品名	こうにゅう 購入	ましい 差入れ	けいじよう きかく 形状・規格
タオル, 石けん, 洗髪剤, 洗顔用具, 調髪用具, サンダ ル, 座布団, ハン ガーその他の 日用品	ちり紙	○	★	しろふつうひん 白普通品
	歯ブラシ	○	★	ふつうしはんひん 普通市販品
	歯磨き	○	★	ふつうまた ぐくよう 普通又は薬用のもの。
	歯ブラシケース	○	★	ざいしつ なんねんせい 材質は難燃性のもので, 合成 樹脂性のもの。
	耳かき	○	○	たけせい 竹製
	はし	○	○	もくせい たけせいひんまた 木製, 竹製品又はプラスチック製 のもの。
	はし容器	○	○	いちぜんよう 一膳用のもの。 もくせいまた 木製又はプラスチック製で金属 製品を除く。
	コップ	○	★	
	食器容器	○	★	だい かく しょう 大・角・小 (タッパーウェア)
	つまようじ	○	★	
	石けん	○	★	せんたくようせつ 洗濯用石けんを含む。
	石けん容器	○	○	ざいしつ なんねんせい 材質は難燃性のもので, 合成 樹脂製のもの。 きんぞくせいとうとくい かたち 金属製等特異な形のものを除 く。
	シャンプー	○	★	
	リンス	○	★	
	タオル	○	○	ふつうしはんひん 普通市販品(90×40センチメ ートル以下のもの。) とくてい きごう ずがら もじとう はい 特定の記号, 図柄, 文字等の入っ たものを除く。
	ハンカチ	○	○	ふつうしはんひん 普通市販品 めんせいまた 綿製又はガーゼ製(44×44セ ンチメートル以下のもの。)
バスタオル	○	○	ふつうしはんひん 普通市販品(130×62センチ メートル以下のもの。) とくてい きごう ずがら もじとう はい 特定の記号や図柄, 文字等の入っ たものを除く。	
くし	○	★	ヘアブラシを含む。 その都度, 個別に指定する。	

タオル, 石けん, 洗髪剤, 洗顔用具, 調髪用具, サングラス, 座布団, ハンガーその他の日用品	整髪料	○	★	その都度, 個別に指定する。
	ヘアピン	○	★	女子に限る。
	髪止めゴム	○	★	
	電池式かみそり	○	★	収納ケース, 替え刃, はげ及び電池を含む。
	シェービングクリーム	○	★	
	クリーム類	○	★	
	汗止め用粉末	○	★	
	パフ	○	★	
	化粧水類	○	★	女子に限る。
	制汗剤	○	★	
	綿棒	○	★	
	生理用品	○	★	女子に限る。 妊産婦用具を含む。
	サンダル	○	○	普通市販品 スリッパ(ゴム底等の歩行時に大きな音のしないもの。)を含む。
	座布団	○	○	普通市販品 カバー(70×70センチメートル以下のもの。)を含む。
	ハンガー	○	★	金属が使用されていないもの。
	洋服カバー	○		
	手提げ袋	○	★	紙製, 布製
ふろしき		○	普通市販品(80×80センチメートル以下のもの。)	
文房具, 遊具その他の余暇時間帯における知的, 教育的及び娯楽的活動に用いる物品	鉛筆	○	○	普通市販品 HB以上6B以下の濃度のもの で, 非金属, 難燃性のもの。 鉛筆キャップを含む。 差入れは未使用に限る。
	色鉛筆	○	○	非金属, 難燃性のもの。 赤・青の二色鉛筆及び鉛筆キャップを含む。 差入れは未使用に限る。
	消しゴム	○	○	芳香を含んだもの及びガラス繊維製品を除く。 差入れは未使用に限る。

ぶんぼうぐ ゆうぐ 文房具，遊具その た よ か じかんたい 他の余暇時間帯に おける知的， きょういくてき およ 教育的及び ごらくてきかつどう もち 娯楽的活動に用い る物品	シャープペンシル	○	★	なんねんせい きんぞくせい 難燃性のもので，金属製でないも の。 HB・2Bでプラスチック軸等 えんびつがた かんい かぎ 鉛筆型の簡易なものに限る。 か しん ふく 替え芯を含む。
	ボールペン	○	○	なんねんせい きんぞくせい 難燃性のもので，ペン軸等が きんぞくせい 金属製でないもの(消すことがで きるものを除く。) あおいろ くるいろまた あかいろ かぎ 青色，黒色又は赤色に限る。 か しん ふく 替え芯を含む。 きしい たんしんしよう けんさ ししょう 差入れは単芯仕様で検査に支障 がないものに限る。
	サインペン	○	★	くるいろ 黒色
	ふで 筆ペン	○	★	スペアインクを含む。
	まんねんひつ 万年筆	○	★	なんねんせい きんぞくせい 難燃性のもので，金属製でないも の。 スペアインクを含む。
	けいこう 蛍光ペン	○	★	みずいろ いろ もいろ きいろ 水色，オレンジ色，桃色，黄色， みどりいろ しょく 緑色の5色とする。
	ざっきりょう 雑記帳	○	○	B5判，普通野 かなぐるい つ のぞ 金具類の付いたものを除く。 ざっき そしょう べんがくよういがい 雑記，訴訟，勉強用以外は，その つどしんさ 都度審査する。
	につきりょう 日記帳	○	★	かなぐるい つ のぞ 金具類の付いたものを除く。 つど こべつ してい その都度，個別に指定する。
	しきし 色紙	○	○	たんざく かく 短冊を含む。 つど こべつ してい その都度，個別に指定する。
	カーボン紙	○	○	
	けい紙その他の筆記用紙	○	○	ひんしつ きかく すりょうおよ しょうきかん 品質，規格，数量及び使用期間 とう しんさ さい しょうもくてき たいおう 等は，審査の際，使用目的に対応 するものを個別に指定する。
	したじ 下敷き	○	○	なんねんせい む じ 難燃性で無地のもの。 ごうせいじゅせい かなぐるい 合成樹脂製，金具類の付いたもの およ ふくろじょう まいしき のぞ 及び袋状・二枚式のものを除 く。
じょうぎ 定規	○	○	ふうりうしはん ちよくじょうぎ 普通市販の直定規(30センチ メートル以下のもの。) プラスチック製・ポリプロピレン	

<p>文房具，遊具その他  他の余暇時間帯に  おける知的，  教育的及び  娯楽的活動に用い  る物品</p>				<p>その他の合成樹脂製に限る。</p>
	筆入れ	○	○	<p>普通市販品  金属製や筆記具以外の鉛筆削り  等の機能が付加されている物及  び華美なものを除く。</p>
	鉛筆削り	○	★	<p>難燃性のもので，金属製及び小刀  型式のものを除く。  刃の部分が取り外せないものに  限る。</p>
	板目紙	○	★	<p>訴訟書類の整理に必要と認めら  れる場合その他相当と認める  場合に限る。</p>
	とじひも	○	★	<p>同上</p>
	インデックス	○	★	<p>同上</p>
	付箋	○	★	<p>同上</p>
	ファイル	○	★	<p>同上</p>
	電池式計算機	○	★	<p>電池を含む。  その都度審査する。</p>
	そろばん	○	○	<p>その都度審査する。</p>
	封筒	○	○	<p>一重で無地のものに限る。ただし，  エアメールは可。</p>
	切手	○	○	
	はがき	○	○	<p>官製はがき</p>
	郵便書簡	○	○	<p>官製のもの。</p>
	レターパックライト	○	★	
<p>手袋，マスクその他  他の身体に装着  する物品以外の被  収容者の健康  状態その他の  事情に照らして  使用することが  必要なもの</p>	通信用紙	○	○	<p>便箋  無地で罫線入りのもの。  香料臭のあるものを除く。</p>
	手袋	○	○	<p>軍手及びゴム手袋を含む。  品質，規格，数量及び使用期間  等は，審査の際，使用目的に対応  するものを個別に指定する。</p>
	耳袋	○	○	<p>普通市販品  品質，規格，数量及び使用期間  等は，審査の際，使用目的に対応  するものを個別に指定する。</p>
	マスク	○	★	<p>別途指示</p>
	耳栓	○	★	

	つかいす 使い捨てカイロ	○	△	べつとしじ 別途指示
しつないそうしよくひん 室内装飾品	せいしか 生花	○	△	その都度、個別に指定する。
	か 花びん	○	★	その都度、個別に指定する。
	しゃしんた 写真立て	○	★	その都度、個別に指定する。
	いんし 印紙	○	○	しょうしふく 証紙を含む。
	いんかん 印鑑	△	○	とくひつよう 特に必要があると認められる ばあい 場合に限る。
	かつら	△	○	とくひつよう 特に必要があると認められる ばあい 場合に限る。

びこう  
備考

- 1 差し入れに係る物品で、著しく高価なもの又は華美にわたるものについては、許可しない。
- 2 本表に掲げるもののほか、補正器具（眼鏡、義手、義足、義歯、補聴器、コンタクトレンズ（眼鏡ケース、眼鏡ふき、義歯安定剤、同洗浄剤、コンタクトレンズケース、洗浄液等補正器具を使用する上で密接な関連を有するものを含む。）及び信仰上必要な物品（数珠、ロザリオ等）については、必要最小限度の数量とし、その都度審査する。
- 3 自弁食を除く飲食物の購入は、指定業者からの購入とし、1日につき700円以内とする。
- 4 嗜好品については、指定した物に限る。
- 5 購入品目については、当所指定の業者からの購入に限る。
- 6 携帯物については、その都度、使用の可否について審査する。
- 7 ★印は指定業者を通じてのみ差し入れを許可するもの。
- 8 当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、許可しない。

べつし  
別紙 5

1 備薬に関する一般的な注意事項

- (1) 次の者は服用せずに診察で相談してください。
- ア 薬剤によりアレルギー症状を起こしたことがある者
  - イ 薬剤を服用してぜんそくを起こしたことがある者
  - ウ 重い肝臓病、心臓病、腎臓病などと診断されている者
  - エ 妊婦又は妊娠していると思われる者や授乳中の者
- (2) 同じ症状で投薬を受けている場合には、成分が重なるので、服用しないでください。
- (3) 長期連用しないでください。
- (4) 備薬はあくまでも軽度の症状に対する応急的なものなので、症状が強い場合や持続する場合には、医務に相談してください。
- (5) 服用後、次の症状があらわれた場合には、副作用の可能性があるので、ただちに服用を中止し、医務に相談してください。
- ア 皮膚：発疹・発赤、かゆみ
  - イ 消化器：吐き気・嘔吐、食欲不振
  - ウ 精神神経系：めまい

なお、まれに起こる重篤な副作用には、次のようなものがあります。

病名	症状
ショック(アナフィラキシー)	服用後、すぐに皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、喉のかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等が現れる。
皮膚粘膜眼症候群(ステイブンス・ジョンソン症候群)	高熱、目の充血、自やに、唇のただれ、喉の痛み、皮膚の広範囲の発疹・発赤、赤くなった皮膚上に小さなブツブツ(小膿疱)が出る、全身がだるい、食欲がない等が持続したり、急激に悪化したりする。
中毒性表皮壊死融解症	高熱、目の充血、自やに、唇のただれ、喉の痛み、皮膚の広範囲の発疹・発赤、赤くなった皮膚上に小さなブツブツ

	ツ（小膿疱）が出る，全身がだるい，食欲がない等が持続したり，急激に悪化したりする。
急性汎発性発疹性膿疱症	高熱，目の充血，目やに，唇のただれ，喉の痛み，皮膚の広範囲の発疹・発赤，赤くなった皮膚上に小さなブツブツ（小膿疱）が出る，全身がだるい，食欲がない等が持続したり，急激に悪化したりする。
肝機能障害	発熱，かゆみ，発疹，黄疸（皮膚や白目が黄色くなる。），褐色尿，全身のだるさ，食欲不振等が現れる。
腎障害	発熱，発疹，尿量の減少，全身のむくみ，全身のだるさ，関節痛（節々が痛む。），下痢等が現れる。
間質性肺炎	階段を上ったり，少し無理をしたりすると息切れがする・息苦しくなる，空せき，発熱等が見られ，これらが急に現れたり，持続したりする。
ぜん息	息をするときゼーゼー，ヒューヒューと鳴る，息苦しい等が現れる。

## 2 びやく やつこうとう 備薬の薬効等

### (1) かいげん 改源

薬効分類	かぜ薬（内用）
効能・効果	かぜの諸症状（喉の痛み，せき，たん，悪寒，発熱，頭痛，関節の痛み，筋肉の痛み）の緩和
用法・用量	1回量（1包）を1日3回まで，食後に水で服用
使用上の注意 （一般事項以外にこの薬特有のもの）	<ol style="list-style-type: none"> <li>胃・十二指腸潰瘍を引き起こすおそれがあるので，過去に診断された者は服用しないこと。</li> <li>胃痛を感じた場合には，服用を中止すること。</li> <li>黒色の便や嘔吐，吐血・下血等が認められた場合には，直ちに医務に申し出ること。</li> </ol>
成分	アセトアミノフェン 900mg，d1-メチルエフェドリン塩酸塩 30mg，無水カフェイン 75mg，カンゾウ末 200mg，ケイヒ末 200mg，シヨウキヨウ末 100mg（添加物：アマチャ末，1-メントール，d-ボルネオール，チヨウジ油，バニリン，香料，無水リン酸水素カルシウム）

## (2) フェリア

薬効分類	解熱鎮痛薬
効能・効果	生理痛・腰痛・頭痛・歯痛・咽喉痛・関節痛・筋肉痛・神経痛・肩こり痛・抜歯後の疼痛・打撲痛・耳痛・骨折痛・捻挫痛・外傷痛の鎮痛，悪寒・発熱時の解熱
用法・用量	1回量（1包）を1日3回まで，食後に水で服用
使用上の注意 （一般事項以外にこの薬特有のもの）	1 胃・十二指腸潰瘍を引き起こすおそれがあるので，過去に診断された者は服用しないこと。 2 胃痛を感じた場合には，服用を中止すること。 3 黒色の便や嘔吐，吐血・下血等が認められた場合には直ちに医務に申し出ること。 4 眠気等が現れることがあるので，服用後，機械類の運転操作をしないこと。
成分 （3包（3g）中）	イブプロフェン 450mg，添加物（乳糖水和物，D-ソルビトール，ヒドロキシプロピルセルロース，ポリビニルアセタールジエチルアミノアセテート，ハッカ油）

## (3) 第一三共胃腸薬〔細粒〕a

薬効分類	制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの
効能・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>もたれ，食べ過ぎ，飲み過ぎ，胸つかえ，食欲不振</li> <li>胸やけ，胃痛，胃酸過多，胃重，胃部不快感，げっぷ</li> <li>消化不良，消化促進，胃弱，胃部・腹部膨満感</li> <li>はきけ（むかつき，悪心），嘔吐</li> </ul>
用法・用量	1回量（1包）を1日3回まで，食後に水で服用
使用上の注意 （一般事項以外にこの薬特有のもの）	次の者は服用しないでください。 1 透析療法を受けている者 2 排尿困難がある者 3 緑内障と診断されている者
成分 （3包（3.9g）中）	タカヂアスターゼ N1 150mg，リパーゼ AP12 60mg，アカメガシワエキス 63mg（アカメガシワとして 504mg），カンゾウ末 150mg，ケイ酸アルミン酸マグネシウム 1200mg，谷成ヒドロタルサイト 450mg，水酸化マグネシウム 600mg，ロートエキス 30mg，オウバク末 105mg，ケイヒ末 225mg，ウイキョウ末 60mg，チョウジ末 30mg，シヨウキョウ末 75mg，1-メントール 9mg，添加物（セルロース，乳糖，ポリソルベート 80，ヒドロキシプロピルセルロース，サンシヨウ）

(4) ラッパ<sup>せいちょうやく</sup>整腸薬BF

薬効分類	整腸薬
効能・効果	整腸（便通を整える。）、腹部膨満感、軟便、便秘
用法・用量	1回量（1包）を1日3回まで、食後に水で服用
成分 (3包中)	ラクトミン（フェカリス菌・アシドフィルス菌）18mg、 ビフィズス菌 24mg、ジメチコン 180mg、添加物（メタケイ 酸アルミニウム、マグネシウム、乳糖、白糖、メチルセルロー ス、ポリソルベート80、ソルビタン脂肪酸エステル、無水 ケイ酸、タルク）

(5) 山本<sup>やまもとかんぼう</sup>漢方<sup>かりゅう</sup>センナ顆粒S

薬効分類	瀉下薬（下剤）
効能・効果	便秘 便秘に伴う次の症状の緩和 ・頭重、のぼせ、肌あれ、吹出物、食欲不振（食欲減退）、 腹部膨満、腸内異常醗酵、痔
用法・用量	1日1回就寝前に1/2～1包、水で服用
使用上の注意 (一般事項以外にこの薬 特有のもの)	服用により、下痢や腹痛が起こることがあります。
成分	センナ末 750mg、添加物（結晶セルロース、乳糖、バレ イシヨデンブ、クロスカルメロースナトリウム（クロス CMC-Na）、合成ケイ酸アルミニウム、ステアリン酸マグネシ ウム）